

都道府県・指定都市教育委員会
委員長・教育長会議文部大臣説示……………(4)

人間社会と法……………市原昌三郎……………(13)

ILO第六三回総会に出席して……………加戸 守行……………(23)

——公務議題の審議状況——……………(23)

休暇闘争の違法性……………堀家 嘉郎……………(36)

——三・二判決批判——……………

学問的調和について……………池田 武生……………(32)

ローリング・ストーンのこと……………戸村 実……………(34)

随 想

◆シリーズ 教育関係者のための著作権法(第一回)

著作権制度のあらまし(一)……………著作権課……………(52)

昭和五十一年度教職員等……………小学校教育課……………(57)

中央研修講座について……………

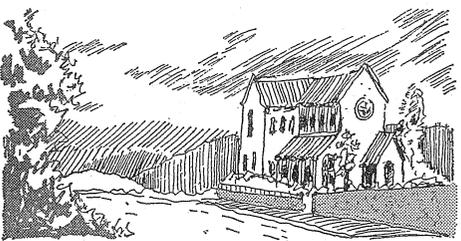
統合地教委の運用の実態について……………地方課……………(64)

——統合地教委教育長研修会に参加して——……………

第八十回国会における…………………………(72)

文教関係法律案の審議について……………

初中局人事異動あいさつ…………………………(76)



◇シリーズ 教育関係者のための著作権法◇

第一回

著作権制度のあらまし(一)

文化庁文化部著作権課

はじめに

著作権というときよくむずかしい、わからないあるいは自分とは関係がないものと考えている人が多いようですが、著作権制度の基本的な考え方はそれ程むずかしいものではありませんし、また、作家とか画家あるいは出版社等の特定の人々へのみ関係のある話でもありません。私達は日常生活を送る上でも、仕事を進める上でも実は著作権制度に乗っている場面が多いわけですが、時には無意識に権利侵害をしていることもあるわけですし、とくに公務を遂行する上においてははいやしくも著作権制度に抵触するようなことがあってはなりません。

他方、今日のように情報化された社会においては、地域住民

文化の基本的性格を有しているからです。著作物を創作した者に対し、その生み出したものを保護することは、次の創作活動を助長するうえで当然に必要なことです。が、他方このような創作活動を通じて生み出された作品も広く国民に提供され利用されなければやはり次の創作活動にはつながりません。

著作権法は、このような著作物の創作者とそれを利用する者との間の調整を図ることによって我が国文化の一層の発展を期そうとするものなのです。いいかえますと創作者の権利を保護する一方で文化の発展に必要な範囲内でその権利を制限し、著作物の利用と普及を図ろうとするものなのです。著作権法は、このことを目的の中で、「この法律は、著作物……に關し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」と謳っています。

もっとも文化の発展に寄与すると言っても、それは著作者等の権利を保護することによって達成されることであって、著作権法の直接の目的は、やはり著作者等の権利の保護にあるわけですから、著作権問題の処理に当たっては、このことを常に念頭に置かなくてはなりません。

なお、著作権法は、著作者のほかに、歌手等の実演家、レコ

から著作権の問題について県などに問い合わせがあることも少なくないわけですが、これにも一応の対応をしていかなければならないはずですが。

これらのことを考え合わせると、やはり著作権に関する基本的な知識は身につけておかなければならないように思います。

そこで、以下順次広く教育にたずさわる人々が知っておくべき事柄を中心に、制度のあらましを紹介していくこととします。

一 著作権法のねらい

ある国の著作権制度の内容は、その国の文化水準を測るバロメーターであると言われますが、それは著作権法がいわば

1ド製作者および放送事業者の権利(著作隣接権と言う)についても定めています。これらは広く文化の創造の一翼を担うとともにまた伝播者として深く文化の発展にかかわっているために著作権法の中に著作者の権利と併せて規定が置かれています。

二 著作物とは

著作権(一部では版權という言葉が使われていますが、これは著作権の意味です)がむずかしいと言われるゆえんの一つは、著作権の対象となる著作物を確定することが困難な場合があるからです。たとえば、著名な彫刻を写した写真を使いたい場合、この写真は著作物になるのか、あるいは自由に利用できるのかという問題です。著作権法(以下簡単に「法」といいます)によれば、著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」とされています。が、これだけでは、前例の写真が著作物であるか否かは必ずしも明確ではありません。そこで法は、さらにこの写真はもとより写された彫刻も著作物であることを例示しているのです。

(著作物の例示)

第十条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物
- 三 舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 五 建築の著作物
- 六 地図又は学術的な性質を有する図画、図表、模型その他の図形の著作物
- 七 映画の著作物
- 八 写真の著作物
- 2 事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、前項第一号に掲げる著作物に該当しない。

以上の定義及び例示から言えることは、著作物であるためには、決して創作者がプロであることあるいはその作品が芸術性の高いものである必要はないということです。小学生の絵でも、女学生が作る詩でも立派な著作物なのです。換言すれば、著作物たりうるためにはそこになんらかの創作性があればよいということです。そして創作性とは結局他人のまねをしていないということ、独創的であることまでは要求していません。

三 著作者とは

著作者とは、以上に述べた著作物の創作者を言います。繰り返しますが、著作物の創作者であれば、プロであるかアマであるかは問いません。小学校の生徒でも立派に著作者となりえますから、その作品を勝手に利用することはできないこととなります。

著作者は、また、自然人には限りません。たとえば、教育委員会のイニシアチブによって職員が職務上作成する著作物であって教育委員会が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、原則として教育委員会となります。これはいわゆる法人著作といわれるもので、具体的には県の広報紙に掲載された職員の記事や写真等でその職員の名が著作者として明記されておらず、かつ、当該記事、写真等が職務として作成されたものなどがこれに該当します。

これと似て非なるものに、最近各地で編纂されている県史、市町村史のたぐいがあります。これらは、〇〇県、〇〇村という名で公表されていますが、その作成の実態を見ますと、外部（一部当該県等の職員が参加している）の専門家を編集委員に依頼し、その人達が実際に分担執筆しているものが多く、しかも全体としてこれらの委員が著作者であることが明らかであ

たとえば、他人の絵をヒントとして自分なりの絵を描けば立派に創作性ありと言えるでしょうし、図画の時間に生徒が胸像のデッサンをすれば、互いに似たような絵がでますが、それぞれが独立した著作物になります。要は他人のまねをするのではなく、自分で考えあるいは感じるままに作り出したものであれば創作性ありと言えるでしょう。

もっとも、創作性があっても著作物とならないものがあります。本の題名とか喫茶店の名前あるいはキャッチフレーズ等のたぐいで、これらは相当ユニークなものであっても、通常は思想又は感情を表現しているとは言い難いからです。

同じようなものに「アイデア」があります。たとえば新しいトランプの遊び方や手品のトリックを考えてそれを本にして出版したとしても、第三者がそれを利用して楽しむことはもとよりプロが興業の中でそのトリック等を使用したからと言って著作権侵害とはなりません。このようなアイデアなりトリックそのものは著作物とはならないからです。

最後に、著作物であっても著作権が認められていない（すなわち自由に利用できる）ものがあります。条例、教育委員会規則等の法令や裁判所の判決などで、その性質上権利を認めるより、広く国民が自由に利用できるようにした方が望ましいと考えられるので、特にそのように措置したのです。

るような表示がなされていますので、その著作者は、通常は、編集委員となります。同様に県内の文化財の写真集を刊行するため、専門家に必要経費、器材、謝礼等を提供して撮影してもらっても、撮影者の名が表示してあれば、その者が著作者となります。

四 著作権とは

いわゆる著作権とは、このような著作者に法が付与した権利のことで広義には著作者人格権を含む意味で使われていますが、厳密に言えば、著作物の経済的利用を前提とした財産権の一種として規定されている権利を言います。

そこで著作者人格権ですが、これは著作者の人格的利益を保護するもので、その著作物を自己の望む時に公表し、または全く公表しない権利（公表権）、著作物の公表等に際し自己の望む著作名を表示し、または無名で公表する権利（氏名表示権）及びその題号と作品を自己の意に反して改変（変更、切除等）されない権利（同一性保持権）の三つが含まれます。したがって、著作者の許諾を得てその著作物を利用する場合であっても、その著作物に付されたペンネームではなくて実名に代えたり、内容の一部を変更したりすれば、氏名表示権、同一性保持権の侵害となります。

なお、これらの権利は、その性格上他人に譲渡できませんが、著作者が死亡した場合には法定の遺族が必要な保全措置をとれるようになっていきます。

次に狭義の著作権ですが、これは先にも述べたように著作権者の財産的利益を保護しようとするもので、著作者の権利の中心となるものです。その内容は著作物を、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に複製する権利（複製権）公に上演し、演奏する権利（上演権、演奏権）、放送し、有線放送する権利（放送権、有線放送権）、公に口述する権利（口述権）、翻訳し、編曲し、変形し、脚色し、その他翻案する権利（翻訳権、翻案権）、美術の著作物と未発行の写真については原作品により公に展示する権利（展示権）、映画については公に上映し、その複製物（映画プリント等）を頒布する権利（上映権、頒布権）がその主なものです。

これらの権利は、実際には他人が著作物を利用（演奏、複製等する場合）しようとする際に利用の許諾を与えるという形で行使することとなります。もっとも許諾を与えるに際し法は対価をとることを条件とはしていませんから、無料であっても一向かまわないわけですが、通常はなにがしかの対価が支払われます。財産権といわれるゆえんもここにあるわけですし、財産権である以上、著作権者人格権と異なり、当然に譲渡も、相続も

可能です。

なお、出版権ということがいわれますが、これは、著作物を原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利、と法に規定されているように、あくまでも複製権の行使の一態様と考えていいでしょう。そしてこの複製権を有する者がその著作物を文書又は図画として出版することを引き受ける者に対し設定することによって法律上の出版権が成立することとなります。

（田原 昭之）

現職教育論

——教職員の研修について——

……………牧 昌見……………(4)

名古屋中郵判決について

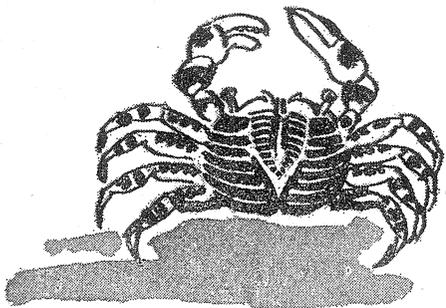
……………俵 正市……………(14)

昭和五十二年度全国市町村教育

……………地方課……………(33)

委員会教育長研修会について

……………地方課……………(33)



随 想

教育の歯車

……………森丘金太郎……………(26)

◆シリーズ 教育関係者のための著作権法(第二回)

著作権制度のあらまし(二)

……………著作権課……………(28)

公立学校における宿

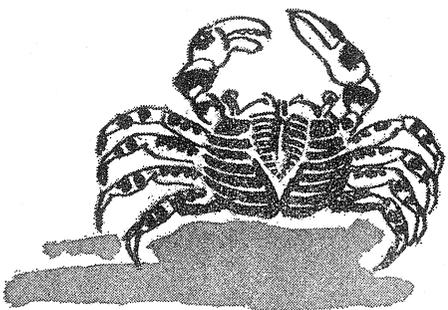
……………地方課……………(52)

日直の実施状況

……………地方課……………(52)

津地鎮祭に関する最高裁判所判決

……………(67)



学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示の公示について

……………(76)

(通達)

新旧地方課課長補佐あいさつ……………

……………(79)

◇シリーズ 教育関係者のための著作権法◇
第二回

著作権制度のあらまし(二)

文化庁文化庁著作権課

前回に引き続き著作権制度のあらましについて説明します。

五、保護期間

著作物は、創作後一定の期間が過ぎると誰でも自由に利用することが出来ます。この期間を著作権の保護期間といいます。同じ財産権でもいわゆる所有権とは、この保護期間(換言すれば著作権の存続期間)が定められている点において異なるわけですが、同じく無体財産権と言われている特許権や意匠権等も保護期間が定められています。

このように著作権について保護期間が定められているのは著作者に相当期間経済的利益を排他的に認めてその創作の労に報いるとともに、一定の期間の後には人類公有の文化財として広く一般に解放し、それによってまた新しい多くの著作物が生み出

されることを期待し、もって文化の向上を図ろうとするねらいがあるからです。

そこで、その保護期間ですが、もちろん著作物が創作されると同時に開始し、原則的にはその著作者の死後五十年をもって終了します。その他の例外的保護期間及び旧著作権法時代の保護期間を含め、表にしますと次頁のようになります。

さらに保護期間についてはいくつか注意すべき点がありますので、ここで説明しておきます。

(一) 旧法時代の著作物

現行著作権法は、昭和四十六年一月一日から施行されていますが、改正前の旧著作権法時代に創作された著作物のうち、昭和四十六年一月一日現在保護期間が満了したもの(著作権の保護期間が満了して著作権が消滅した場合、その著作物は「公有

| 著作物の種類 | 現行法の保護期間 | 旧法の保護期間 |
|---------------------|----------------------------------|-----------------------------|
| 実名の著作物 (原則的保護期間) | 死後五十年 | 生前公表―死後三十八年 死後公表―公表後三十八年 |
| 無名・変名の著作物 | 公表後五十年(死後五十年経過が明らかであれば、その時まで) | 公表後三十八年 |
| 団体名義の著作物 | 公表後五十年(創作後五十年以内に公表されなければ、創作後五十年) | 公表後三十三年 |
| 映画の著作物 | 公表後五十年(創作後五十年以内に公表されなければ、創作後五十年) | 獨創性を欠くものは写真と同じ。他は一般の著作物と同じ。 |
| 写真の著作物 | 公表後五十年(創作後五十年以内に公表されなければ、創作後五十年) | 発行後十三年(この間に発行しなければ創作後十三年) |

(注1) 死後、公表後、創作後の期間の計算は、期間計算の簡明化のため、死亡、公表、創作の年の翌年の一月一日から起算されます。

(注2) 実名の著作物とは、本名のほか、夏目漱石、大仏次郎のように広く世間に知られた雅号や筆名(周知の変名)で公表されるものを含みます。

(注3) 共同著作物の場合は、最後に死亡した著作者の死後によって計算します。

(注4) 公表時によって期間を計算する場合に、百科辞典のような一部分ずつを逐次公表して完成する著作物については最終部分の公表の時にありますが、途中三年たっても継続部分が公表されないときは、それまでに公表された最終部分の公表時によります。

に帰した」と言います。は、現行法で著作権の保護期間が延長されたからといって、新たに保護が復活することはありません。また逆に旧法時代に創作された著作物であっても、昭和四十六年一月一日現在保護期間が満了していないものは、すべて現行法の適用を受ける結果、その保護期間も、たとえば実名で生前公表した著作物であれば死後三十八年から死後五十年に延長されるというように、それぞれ現行法で定める保護期間内保護を受けることとなります。

(二) 外国人の著作物

外国人を著作者とする著作物について著作権法は保護期間について特例を定めていますが、これを説明する前に、我が国が外国人の著作者に対しどのような保護を与えているのかごく簡単に述べておきます。

著作物は国を越えて広く他国においても利用されるため、世界各国は条約を結んでお互に他国の著作物を保護し合っています。このうち我が国その他七〇カ国が加入しているベルヌ条約と、同じく七二カ国が加入している万国著作権条約とがその代表的なものです。前者はヨーロッパを中心に発展してきた条約で著作権の発生、享有に関し、登録、納本等の手続をなんら要せずに創作と同時に著作権が発生する方式（いわゆる無方式主義）を採用している国々が加入している条約であり、後者はアメリカ等米州諸国のように著作権の取得に就き登録等の手続を

要件とする（いわゆる方式主義）国々と前者の無方式主義を採用している国とのかけ橋の条約として作成されたもので、方式主義国において保護を受けようとする場合には、登録、納本等にかえて著作物の複製物に©記号と第一発行年及び著作者名を表示すれば足りるとするものです。

この両条約に加入している我が国としては、いずれかの条約の締結国の国民の著作物及びいずれかの条約の締結国で最初に発行された著作物は、これを保護しなくてはなりません。そして保護のし方としては、原則として内国民待遇すなわち日本人の著作者に与える保護と同様の保護を与えなければならぬこととなっています。もっともこの内国民待遇にも一つの例外があります。それがここで問題としている保護期間で、保護期間に関しては、相互主義がとられています。すなわちポロランドやアメリカのようにその著作物の本国（著作者が属する国又はその著作物が最初に発行された国をいいます。）の保護期間が我が国の保護期間より短い場合は、その本国で定められている保護期間保護すれば足りることになっています。逆にスペインのように我が国より保護期間の長い国を本国とする著作物については、我が国は、著作権法に定めている間（前掲の表に記されている間）保護すれば足りることとなっています。

(三) 翻訳権の保護期間

翻訳権についても保護期間に特例があります。すなわち前述

す。

六、登録

したベルヌ条約の締結国を本国とする著作物については、その著作物が最初に発行された年から十年内に著作者がたとえ日本語による翻訳物を発行しないと日本語への翻訳権が消滅し誰でも自由に日本語に翻訳できることとなっています。いわゆる翻訳権の十年留保といわれる制度ですが、この場合消滅するのは日本語への翻訳権で他の外国語への翻訳権はもとより消滅しません。

(四) 保護期間の戦時加算

保護期間についても一つ注意すべきものに戦時加算といわれる特例があります。日本国と連合国との間の平和条約で定められたもので、連合国民が第二次大戦前または大戦中に取得した（創作し又は著作権譲渡等を受けた）著作権については、現行法で定めた保護期間に、第二次大戦が起こった昭和十六年十二月八日から対日平和条約がそれぞれの国について発効した日の前日（米、英、仏、カナダ等昭和二十七年四月二十八日に効力が発生した国であれば、同年四月二十七日）までの日数（これらの国についていえる約十年五か月）を加算して保護しなければならぬとする制度です。前述した翻訳権の十年留保についても同様で、発行後十年に右の戦時加算をしさらに六か月をプラスすることとなっています。もっとも翻訳権についてはアメリカは例外で、戦前アメリカの著作物の日本での翻訳は自由であったことから、この戦時加算は行わないことになっていま

いまで我が国においては登録は必要ないと再三述べてきましたが、実は我が国の著作権制度にも登録の制度があります。もっともこの登録は、繰り返しますが、権利の発生、享有のためのものでなく、もっぱら将来の紛争等に備え一定の事実を明らかにしておくとするもので、三種類あります。

第一は「対抗要件としての登録」で、著作権の譲渡、出版権の設定、譲渡等を登録することにより、二重譲渡などが起こらないように、また万一それが起こっても先に登録した人が権利を認められるようにするものです。

第二は「年月日登録」で、著作物を最初に発行又は公表した年月日を登録することにより、反証のないかぎり、登録されている日にその著作物が最初に発行又は公表されたものとして取り扱われることを期待するものです。なお、発行とは、出版のように相当数の複製物が配布された場合をいい、公表は、それより広く、放送、演奏等によって複製物を配布せずに著作物を公にした場合をいいます。

第三は「実名の登録」で、無名やペンネーム等の変名で著作物を公表した著作者がその本名を登録する制度です。これにより無名、変名のままなら公表の時を基準として計算される保護

期間が、実名の著作物なみに死後起算に延長されます。

なお、これらの登録は所定の様式の申請書にそれぞれ疎明資料を添付し、登録免許税を支払って、文化庁著作権課に申請することにより受けられます。

七 著作物の利用

著作権制度のあらましの最後として著作物を利用する場合について簡単に記しておきます。

以上でおわかりのように他人の著作物を利用しようとする場合には、①我が国で保護を受ける著作物であるかどうか、②著作権の保護期間内のものであるかどうか、③次号以降で説明する自由利用に該当するかどうかを確認する必要があります。その結果著作権の処理を必要とする場合には、その著作権を現在持っている者（通常は著作者ですが、死亡して著作権が相続されたり、譲渡した場合には、遺族等の第三者）を確認し、その者と著作物の利用について交渉することとなります。利用の方法としては、通常著作権を持っている者の「許諾」を得るか、その著作権の「譲渡」を受けるかのいずれかの方法をとることになります。いずれの場合も著作権法上は対価を要件とはしていませんが、なにがしかの対価を支払うことが通例で、特に「譲渡」を受ける場合には相当の「買取り料」を支払うことにならざるを得ない。なお、著作物の利用の方法としては、その他前号

で説明した出版権の設定という方法もあります。

以上が一般的な著作物の利用方法ですが、「許諾」にしろ「譲渡」にしろ著作権者が不明な場合あるいは居所がわからない場合には交渉もできないわけで、結局無断使用をせざるを得ない事態が生じます。そこで著作権法はこのような場合には文化庁長官の裁定を受け、かつ、所定の補償金を供託すれば、権利者の「許諾」を受けることなくその著作物を利用できるよう措置しています。同様に前述した万国著作権条約の締結国を本国とする著作物の日本語への翻訳についても、その発行の年の翌年から起算して七年経過している場合で、その間日本語の翻訳が発行されなければ、文化庁長官の裁定により翻訳物を発行することができます。

なお、音楽の著作物に関しては、日本のものでも外国のものでもその大部分の権利を管理している団体として日本音楽著作権協会（通称「ジャマラック」といいます）という団体がありますので、音楽の著作物の録音、演奏等に際しては、個々の作詞、作曲家等の許諾を得るまでもなく、ここに利用の許諾を申し込めば、管理している楽曲である限り、一定の使用料を支払って使用できます。

（田原 昭之）

法令用語(189)「措置要求」

学校の管理下における児童
生徒等の災害についての救
済制度の充実整備に関する
問題について

……渋谷 敬三……(4)

「研修」をめぐる法律上の
諸問題

……堀家 嘉郎……(15)

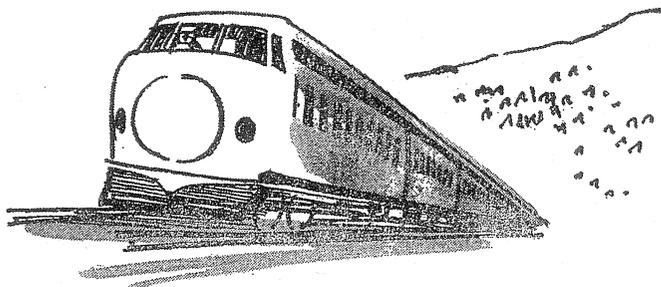
——教特法二〇条二項と

——教研集会参加を中心として——

ILO第六三回総会に出席して

……林田 英樹……(27)

——条約勧告適用委員会の審議状況——



随 想

教育の中に厳しさを

……小笠原 暁……(34)

天 気 図

……河野 石根……(36)

◆シリーズ 教育関係者のための著作権法(第三回)
学校をめぐる著作権問題(一)

……著作権課……(47)

岐阜県の新規採用教員等

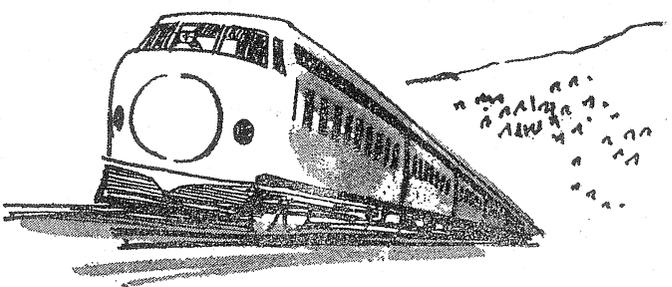
……岐阜県
教育委員会……(38)

研修事業の実施状況

昭和五十三年度文部省

所管予算概算要求から

……地方課編……(52)



教育長紹介……

……(79)

◇シリーズ 教育関係者のための著作権法◇

第三回

学校をめぐる著作権問題(一)

文化庁文化部著作権課

前号まで二回にわたり、著作権制度のあらましについて述べてきましたが、今回からは、この制度の概要に基づきながら、著作権各論ともいえるべき、教育関係者に関係の深い、学校をめぐる著作権問題に焦点をあわせて検討をすすめることとします。

まず、学校をめぐる著作権問題を考えていく場合、第一には学校という教育機関の運営、学校のもつ教育機能の保持改善という側面における問題と、第二には、直接児童生徒に接する学級等における学習過程における問題の二面に分け、前者においては職員会議や校務分掌にかかる各種委員会、校内における研修会や研究会における著作物の利用にかかる問題及び学校内に限らず教員の資質向上のため教育委員会等教育行政当局が行う

研修会等における著作物利用上の問題を、また、後者においては、教材の作成や市販の教材の使用等をめぐる著作権問題、学芸会、運動会等の学校行事での著作物利用にかかる問題、試験問題作成にかかる問題等を取りあげることとします。

一 職員会議等における著作権問題

学校においては、その円滑かつ効果的な学校運営を図るため職員会議を設置しており、また、その学校運営の過程において職員会議が重要な位置を占めていると考えられます。また、多くの学校ではその教育事業の遂行のため、校長の管理権限のもとに、学校職員の間には校務が分掌されており、その校務分掌組織として各種の委員会が置かれていたりします。

このような学校の組織体としての活動の中で著作物が利用される場合には、職員会議や各種委員会等において参考資料として各種の資料や論文、新聞記事、地図、楽譜、絵等が教職員の必要部数複製され配布されるなどの場合が考えられます。例えば、各教科別委員会などで教科内容の研究のため有益な論文をコピーするとか、教育課程・指導方法等の改善について職員会議で検討するため参考資料をコピーする、或は遠足、修学旅行などの事前の打ち合わせのため地図等をコピーするとか運動会や学芸会の演目の決定のため楽譜、脚本等をコピーする等、今日の急速な複写複製機器の発達に伴い、こういったケースは多く見られることと思います。

著作権制度のあらましでも既に述べられたところですが、著作物にはこれを創作した著作者の権利が働いており、その利用にあたっては原則として著作権者の許諾を必要とするのですが、著作物の利用のすべてについてこの原則を貫くと、著作物の公正で円滑な利用が妨げられ、かえって文化の発展を阻害する場合のあることにかんがみ、著作権法上、著作権が一定の場合に制限されております。

この中の一条に「著作物は、……行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる。……」（著作権法第四十条）

有していますが、このうち、行政機関としての機能に係る場合、すなわち教育に関する事務の遂行上必要とされる事項を検討するなどの場合であれば、意思決定は、校長が行うとしても、第四十二条にいう「行政の目的のため」に該当するものと考えられます。

また、校務分掌にかかる各種委員会における著作物の複製も同様に、校長の指揮監督のもとに教育に関する事務を執行する場合に必要な場合は、行政目的のためと評価されるものと考えられます。以上のように職員会議等にあっても、事項によって行政目的のための複製が許容されますが、行政目的のためと評価される場合でも、内部資料として少部数複製することを許容しているのは、職員会議等に出席している教職員の人数分に限って必要最少限の複製に限られるべきです。

また、著作物の種類及び用途並びに複製の部数、態様に従って著作権者の利益を不当に害することとなる場合は複製できないこととされているため（著作権法第四十二条ただし書）、例えば、広報資料として多数複製し児童生徒や父兄に配布したり、コピーで足りるところを、活版印刷等で製本にしたりすることは許されないものと考えられます。

なお、行政目的のための内部資料とする場合は、翻訳して利用することも可能です。

二条」という規定があります。行政等の目的のため内部資料として少部数複製する場合は、著作権者の許諾を得ずに自由に複製できるとする趣旨です。

前述した職員会議や学校の校務分掌にかかる各種委員会等における資料配布等のための複製も、著作権法第四十二条にいう行政の目的のための内部資料として位置付けられるならば、自由に行い得ることになります。

この著作権法第四十二条にいう「行政目的のため」とは、行政機関がその所掌事務遂行に関し、意思決定を行い、その意思を実現していくうえにおいて必要とされる場合をいうと解されております。そこで、学校がこの行政機関としての位置付けを持つかをみてみますと、学校教育法では、学校の設置者は、その設置する学校を管理しなければならず、このうち公立学校については地教法に基づいて教育委員会が管理しております。そして学校は、この教育委員会の管理権限の下に教育に関する事務を執行しているという側面を持っています。

したがって、学校は教育機関でありますが、その管理運営の面で行政機関としての機能を有していると考えられます。この学校の中で、職員会議は、校長、各教職員相互間の連絡の場としての機能、校長の学校管理上の意思決定を適正に図るための補助的機能、教職員の研修の場としての機能等、種々の機能を

二 教員の研修にかかる著作権問題

教育活動を実際に担当する教員には、種々の研修の場や機会が与えられています。これには、職務命令によって行う研修、職務専念義務の免除をうけて行う研修、勤務時間外の自由な時間に行う研修などがあることは周知のことですが、これらの研修にかかる著作権問題は、これらの研修における著作物の利用目的・態様によって異なってきます。

まず、教員が、職務専念義務を免除されて自宅研修する場合などのように自分の担当教科の研究等のため個人的に研修する場合についてみますと、かような個人的目的のための複製には、著作権は及ばないこととなっています。これは、著作物は「……個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合には、その使用する者が複製することができる。」とする著作権法第三十条の規定によるものです。この場合にも注意すべきことは、複製主体をその使用する教職員本人に限っている点です。ただし、助手や児童生徒に複製を依頼する場合も、実質的には本人の手足である場合は、本人の行う複製と評価されます。また、複製当時は自分の研修目的であったものを、後に同僚や他人に提供、頒布した場合は目的外使用として、著作権侵害となります（著作権法第

四十九条)。

次に、各教科別研究会のような特定のグループにおける研修のための著作物の複製は自由にできるでしょうか。

これは、このような研究グループが、著作権法第三十条にいう家庭内に準ずる限定された少人数であるか否かによります。

この範囲内であれば、第三十条に該当し、前に述べた自己研修の場合と同様に複製できます。

それでは外部の研修会に出席した職員の研修成果の発表を職員会議の場で行うなど、学校職員全体の規模や多人数での研究会、研究会での研修についてはどうでしょうか。

この場合は、著作権法第三十条の個人的又は家庭内に準ずる限られた範囲での使用目的には該当しませんし、また、研修の性格からいって、研修が行政機関における行政事務執行行為とはみれないので、前述した「行政の目的のため」の内部資料(著作権法第四十二条)にも該当しませんので、自由に複製することはできないものと考えられます。したがって、著作権者の許諾を得る必要があるということになります。

私的使用のための複製等複写複製に関する著作権問題については、昭和五十一年九月、著作権審議会第四小委員会から報告書が出されております。

これによれば、著作権法第三十条は「個人的な立場においてが、次に、学校外での、教育委員会等の行政当局によって主催される研修会や、民間の教育研究団体による研究会での研修のために参考資料や教材として著作物を複製する場合について著作権法上の問題を考えてみます。

まず、著作権法第三十五条の「学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。）」において教育を担任する者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において公表された著作物を複製することができる。」とする規定との関係をみてみます。教育委員会等の主催する研修会等における複製が、この教育機関における授業の過程における複製に該当すれば、自由に複製できることとなるからです。問題は「教育機関」とは何かという点ですが、これは、学校を代表的例示としていることからわかるように「学校に類する形態を備えた機関、すなわち、教育の事業を行うことを目的として設置され、専属の施設・設備及び教職員を備え、かつ、管理者の管理の下に一定の教育計画に従って継続的に当該事業の運営を行う機関を指すもの」(前掲著作権審議会第四小委員会報告)と解されており、教育委員会主催の研修会は教育機関としての独立性、永続性を有しないことから、「教育機関」に該当するとは言えないと考えられます。また、県市町村立の教育研修センター等の研修施設は

又は私的な場である家庭内若しくはこれと同一視し得る閉鎖的な範囲内において使用するための著作物の複製を許容したものであり、例えば、企業その他の団体内において従業員が業務上利用するため著作物を複製する場合には、仮に従業員のみが利用する場合であっても、許容されるものではない。言い換えれば、その個人が何らかの組織の一員としてその組織の目的を遂行する過程において複製する場合は、本条に該当しないものと考えられる。」としています。

また、先般、著作権法第三十条の解釈に関する判例が現われました。これは「……企業その他の団体において、内部的に業務上利用するために著作物を複製する行為は、その目的が個人的な使用にあるとはいえず、かつ家庭内に準ずる限られた範囲内における使用にあるとはいえないから、同条所定の私的使用には該当しないと解するのが相当である。」(東京地裁民事第二十九部 昭和五十二年七月二十二日判決)としています。

なお、私的使用のための複製に該当する範囲内であれば、翻訳、編曲、変形又は翻案による利用も可能です(著作権法第四十三条第一号)。

さて、前段では、教員の研修であっても、学校内のグループによる研修や個人的レベルでの研修等について考えてみました

上という、「教育機関」に該当し、当該研修施設が主催する研修会等の過程において著作物を複製する場合は第三十五条の複製といえますが、教育委員会等が、その主催する研修会を行うに、当該研修施設を単に場所として使用するに過ぎない場合は、第三十五条に該当しないものと考えられます。第三十五条の解釈の点では民間の教育団体による研修会についても同様のことがいえるのですが、次に、教育委員会等の教育行政機関の主催する研修会での著作物の複製については、前述した行政内部資料としての複製(第四十二条)に該当するかが問題となります。しかし、前にも述べたように、第四十二条にいう「行政目的のためとは、行政機関がその所掌事務に関し意思決定を行いその意思を実現していくうえにおいて必要とされる場合をいい、研修会をこの行政事務に含めるのは無理があること、また、内部資料として必要と認められる少部数の複製に限定されるので、教育委員会内部の部局課内での必要部数の複製に限られるものと考えられることから、教育委員会主催の研修会における著作物の複製は、第四十二条にも該当しないと考えられます。

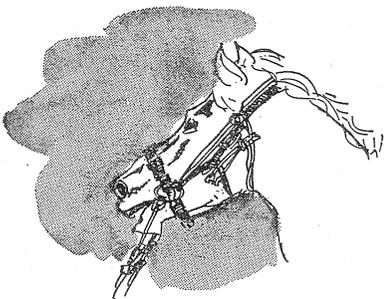
結局のところ、教育委員会としては、その主催する研修会等において著作物を利用しようとする場合は、著作権者等に事前に許諾を得るか、資料・論文等で購入すれば足りるものは、そのように措置するなどの配慮が必要となります。(河野 愛)

法令用語(19)「争議行為」

現代民主主義と教育……………勝田吉太郎……………(4)

津地鎮祭違憲訴訟最高裁判決……………玉田勝也……………(12)

基礎体力づくりとグリーンスポーツ構想について……………岡田参郎……………(26)



随 想

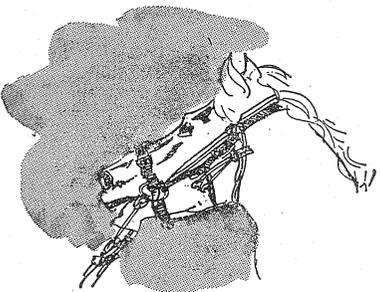
酒に想う……………岡部稔成……………(24)

◆シリーズ 教育関係者のための著作権法(第四回)
学校をめぐる著作権問題(二)……………著作権課……………(36)

△資料▽

教職員に係る係争中の争訟事件等の係属状況等について……………地方課……………(41)

教育長紹介……………(79)



◇シリーズ 教育関係者のための著作権法◇

第四回

学校をめぐる著作権問題(二)

文化庁文化庁著作権課

学校をめぐる著作権問題について、前号では学校運営に関する著作権問題を扱いましたが、今回は、学級等における学習過程における著作権問題を検討してみます。

三 教材の作成、利用等に係る著作権問題

学校では教科書その他の教材を授業の過程で使用することにより、学習効果を高めており、教科書その他の教材は教育方法における不可欠な要素となっています。

まず、各教科の指導を行うに当たって中心的な教材である教科書について著作権法上の取扱いをみてみます。

学校では、検定教科書又は文部省著作教科書を使用することとなりますが、これらの教科書及び高校通信教育用学習図書、

教師用指導書について著作権法は、公表された著作物を一定の補償金を著作権者に支払うことを要件として、著作権者の許諾を得ることなく掲載することができ旨定めています(著作権法第三十三条)。

教科書等においては、教育の目的・性格上最も適切な著作物を利用することができるようにする必要があるところから認められた規定で、主たる教材である教科書の内容を、そこに盛り込まれる素材の側面から児童生徒の心身の発達状況や興味関心に十分対応させることができるように、配慮がなされているものです。

補償金の額は毎年文化庁長官が定め官報で告示します。

教科書には、小説、随筆、詩、短歌、俳句等の文芸作品のは

か、音楽作品、絵画、彫刻等の美術作品、写真等の各種の著作物が利用されていますが、現在、この補償金の額は、言語の著作物、音楽の著作物、美術・写真の著作物のジャンル別に、教科書等に掲載される著作物の種類、分量等と教科書の発行部数とを勘案して決定されています。例えば、美術・写真の著作物であれば、カラーページ大の利用につき、教科書発行部数五

万部未満では一二六〇円、五万部以上十万部未満では一八二〇円等といった具合です。

次に教科書以外の教材、いわゆる補助教材について著作権とのかかわりをみてみます。

補助教材は、その有効かつ適切な使用により、教科書による指導をよりきめ細かく豊かにすることができるとして、多種多様な市販の教材の利用もさることながら、実際に授業を担当している教師による教材の自作も広く行われております。

特に近時の教育機器、複写複製機器等のめざましい開発、各学校への普及は、既存の著作物等を教材として利用することを容易にし、またこれによって指導方法も多様かつ豊富になっていくといえます。例えば、新聞雑誌や書籍の中から適当な部分をゼロックス等で複製し児童生徒に配布するとか、図や文章をOHPシートに書き写し映写して生徒に見せるなどの利用のみならず、ラジオ放送を録音テープにとったりテレビ放送をビデオ

オテープにとったりして再生し生徒に見せるなど、教師の創意工夫によって種々の既存の著作物等を指導方法に取り入れ授業過程に生かしていく方が開かれています。

著作権法は第三十五条において、これらの学校における著作物の利用という公益目的と著作権者の利益の調整を図っております。

著作権法第三十五条は前号でもふれましたが、教材の利用作成が最も関連深い分野であるためここに掲げます。

著作権法第三十五条 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く)において教育を担任する者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

この第三十五条の要件の第一は、「学校その他の教育機関」における複製であることです。

学校教育法に規定されている学校は当然この要件を満たしますが、教育の事業を行うため設置され、専属の施設・設備及び教職員を備え、管理者の管理の下に一定の教育計画に従って継

統的に教育事業を行う機関であればよいので、例えば職業訓練所、青年の家や公民館等の社会教育施設、国公立の教育研修センター等も該当します。しかし、教育委員会が主催する社会教育講座等は、機関としての永続性、独立性の点から、この要件を満たしませんので、たとえ、公民館を借りてこれを開催したとしても第三十五条による複製は行えません。

第二の要件は、「教育を担当する者」が自ら複製することです。

これは次の「授業の過程における使用」に供することを目的とするとの要件とも関連しますが、授業の過程において適宜必要と判断して著作物を利用していくことを許容するものであるため、実際に当該授業を担当している者に、複製主体を限定したものです。したがって教育委員会がその管内の学校での授業の過程における利用に供するためあらかじめ複製物を作成したり、教育番組等をビデオ・テープにとり管内の学校へ適宜貸し出したりするなどの行為は第三十五条の許容するところではありません。また、学校内においても、教員による教材編集委員会等が該当年度の児童生徒全体に教材として配布するため著作物を複製するとか、担当のクラス以外の児童生徒にまで配布するため著作物を複製するなどの行為も許されません。

ただし、当該教育を担当する者が自分の手足として実習助手

著作権者の利益を不当に害してはならず、この利益の侵害の有無を著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし総合的に判断する必要があります。

ここで最も問題となるのは市販の各種の教材を複製して利用する場合です。

例えば教師が、ワークブック等を一冊購入し適当な部分を複製して生徒に配布したり、教材出版社から送られてきた教材見本から適当な部分を複製して生徒に配布するなどの実態もあるようですが、これらの行為は、たとえ授業の過程における使用を目的とし、クラスの生徒人数分のみに限って複製したとしても許されません。

なぜならば、ワークブック、問題集、学習帳、ドリル等といった市販の教材は、本来教育の過程において個々の児童生徒によつて使用されることを目的として作成されている著作物ですから、児童生徒数販売できることを予定して作成されたところ、学校において一冊購入し後は複製されてしまうという事態は著しく著作権者の利益を害してしまうことになるからです。

同じく市販の教育映画や録音・録画教材を一式購入し、これを複製して学校に備え付けておいたり、消磁・破損を予測して別に複製物を作成し、保存したりする場合等も許されません。教育映画等は、一本二本のわずかの複製であっても市場が著し

や児童生徒に命じて複製させることは許されず。なぜならば、この場合、複製を実際に行った者は実習助手や児童生徒ですが、複製主体は複製を依頼した教員であると法的には評価されるからです。

第三の要件は「授業の過程における使用に供することを目的とする場合」であることです。

学校に例をとれば、学習指導要領に基づく教育課程の実施において使用する場合等がこれに該当します。ただ著作権法にいう「授業の過程」は、厳密に教育課程の実施のみに限定されるのではなく、学校における教育課程の実施以外の教育活動のうちでも、放課後の個別的な指導、部活動の指導等は「授業の過程」と評価されると考えられます。しかし、家庭訪問や教育相談、児童生徒の任意の活動等はこれに含まれないものと考えられます。

第四に、「必要と認められる限度内において」複製できるところです。したがって、複製できる部分は実際に授業の対象となっている範囲内に限られるべきです。複製できる部数は授業の過程における必要部数ですから、原則として担当クラスの生徒人数分に限られることに留意する必要があります。

以上のような要件を満たした上で、更にただし書による厳格な制限が規定されています。すなわち、個々の複製行為に関し

く影響を受けるため、著作権者の利益を不当に害するものと考えられるためです。楽譜も同様に、利用目的が限定されており部数も多くはけるものではないため、少部数の複製でも許されないものと考えられます。

以上、学校の教育活動における著作物の利用と著作権のかかりをみてきましたが、確かに著作権法第三十五条の要件を満たす限り著作物の自由利用が許されているとはいえ、教育目的のために著作物を利用する必要性、社会的需要は今後とも益々増大し、著作権法第三十五条によつては実態をカバーしきれなくなるであろうことは容易に予測されるところです。特に前述した近時の教育機器等の各学校への普及は、この傾向に更に拍車をかけることとなるでしょう。

ちなみに、教育機器の各学校への普及状況をみてみますと、テープ式録音機、スライド映写機等は、小・中・高校それぞれについて九割以上が保有し、オーバーヘッド投影機、校内放送装置、テレビ受像機等は、それぞれ約八割が保有しています。

また、近年注目されているビデオレコーダーは小学校一六・七％、中学校二五・七％、高等学校六五・二％の普及を示しています(昭和四十七年度視聴覚教育設備の状況調査より)。

また、学校現場におけるこれらの機器の利用や機器を利用し

た教材の作成能力の修得等についても視聴覚教育研修講座等によって条件整備が進められています。

一方、複写複製機器の各学校への普及もかなり進んでおり、特に図書等の資料から直接複写することのできる静電式複写機器については一枚当たりの平均保有台数が、小学校〇・四五台、中学校〇・七〇台、高等学校一・四二台となっています（著作権審議会第四小委員会報告）。

このような状況の下で、第三十五条の範囲を超える著作物の利用を学校において適法に行おうとするならば、市販の教材等市場において入手可能なものは必要部数購入するか、権利者の許諾を得るかのいずれかによらざるを得ないこととなります。

ところが、利用しようとする著作物について権利者が少数である場合は比較的権利処理が容易であるとしても、多数の権利者がいる場合、例えば放送利用の場合等、実際上極めて権利処理が困難で、実態的には利用が不可能となるような事態も起こります。

例えば、学校の教材編集委員会で全校生徒の学習の参考にするため教育番組をビデオ・テープにとりライブラーに保管しておくといった行為の場合、この教育番組には、多数の著作物—音楽、小説、脚本、絵画、写真、図型等—の著作者の権利が働いているほか、放送事業者や実演家の著作隣接権が働いて

おり、これらのすべてについて許諾を得なければ、ビデオ・テープへの複製は権利侵害となってしまいます。

このような事態に対する今後の方策として、著作権審議会は、昭和五十一年第四小委員会報告を提出し、その中で「……法の許容する範囲を超える複写複製利用について簡易な権利処理が可能となるような権利者団体の形成が進められていかなければならないであろう。そしてこのような団体を当事者として各教育機関や教育当局が協定を結び、一定の使用料の支払を条件に著作権の包括的な処理を行うことが期待される」とし、一定の方向を示唆しています。

また、スウェーデンでは実際にこのような制度を採用し、包括的に権利処理を行っています。

すなわち、政府と著作者協会、出版社協会等の権利者団体とが協定を結び、国又は地方当局の設置する教育機関（大学を除く。）における教育のための複製に関し所定の補償金（五〇〇万複写ページごとに五万スウェーデン・クローネ 約三五〇万円）を支払うことを条件に包括許諾制を導入しています。

オランダでは、著作権法上、法定の報酬額を著作者に支払うことを条件に無許諾で複製できることとしています。

これらは、今後、我が国においても検討すべき課題となると考えられます。

（河野 愛）

年頭の所感 砂田 重民 (4)

中央教育審議会の
課題と動向 鈴木 勲 (8)

昭和五十三年度予算政府原案
文部省所管予算から (21)

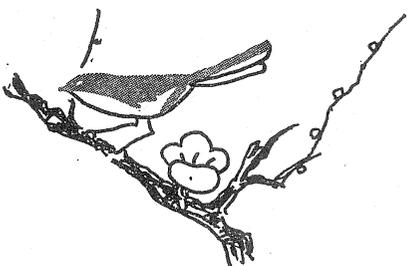
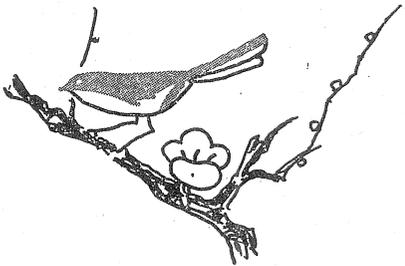
随 想
人種・国家・宗教を越えて 有田 忠雄 (16)
語り合おう
うるおいのある学園づくり 仲宗根 繁 (18)

教科用図書検定規則及び
教科用図書検定基準の改
正について 教科書検定課 (36)

*教員海外派遣レポート*1 ソ連
ソ連の学校 新井 賢一 (48)

◆シリーズ 教育関係者のための著作権法(第五回)
学校をめぐる著作権問題(三) 著作権課 (53)

☆資 料☆
昭和五十一年度末
教職員の人事異動の概況 地方課 (58)



◇シリーズ 教育関係者のための著作権法◇

第五回

学校をめぐる著作権問題(三)

文化庁文化部著作権課

今回は、学級等における学習過程における著作権問題として、試験問題作成に係る問題と盲学校における点字複製等について説明します。

四 試験問題の作成に係る著作権問題

学校において期末試験や入学試験を行う場合、著作物を問題として利用することが多いと思われます。例えば、国語の問題として小説、詩歌等の文芸作品を利用したり、英語の問題として英・米作家の文章を利用したり、音楽に関して楽譜を利用したりする場合があります。

このような場合に、事前に著作権者の許諾を得るものとすることは事柄の性質上困難であり、社会的実状にも適しませんし、また、試験や検定による著作物の利用によって著作物の売り上げが減ずる等、著作権者の経済的利益を不当に害するとは考えられませんので、著作権法では、次の規定を置き、公表された著作物については、著作権者の許諾を得ることなく利用することができるとしています。

著作権法第三十六条 公表された著作物は、入学試験その他人の学識技能に関する試験又は検定の問題として複製することができる。

著作物をこのように複製できるのは、人の学識・技能に関する試験又は検定の場合で、入学試験問題を教育委員会等が作成する場合、模擬試験を学校で作成する場合等がこれに当たります。企業者等が模擬試験等で利用するにも本条により著作物を利用することができませんが、このように営利を目的とする試験の場合には、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わねばならないとされています。

また、学校等の教育機関における期末試験等の定期試験も一応本条に該当すると考えられますが、授業の過程における著作物の利用と考えれば、前号で説明いたしました第三十五条の教育機関における複製と考えることもできます。いずれにしても著作権者の許諾なく複製して利用することができなくなることになります。

以上のように、公表された著作物を試験等の問題として利用する場合には、著作権者の許諾を得る必要がないのですが、このような場合でも著作者の人格的な利益を保護する権利である著作権者人格権を侵害することは許されません。著作権者人格権として著作権法は公表権、同一性保持権、氏名表示権を定めていますが、以下同一性保持権及び出所明示義務との関係について説明します。

にとどめることが必要です。

また、著作者の死後においても、著作者の人格的利益は保護されることとされており（第六十条）、既に死亡した著作者の著作物を利用する場合であっても生前と同様に考えるということになります。ただし、利用行為の程度、社会的事情の変動その他により著作者の意思を害しないと認められる場合には、改変も許されることとされていますので、当用漢字が変わったり、仮名遣いが変わったような場合には、そういった用字、用語を変えろということがある程度許され得ることになります。

このような場合でも、例えば著作者が生前、歴史的仮名遣いの使用を主張しており、文章も歴史的仮名遣いで書いていた、というような場合には、それを変えろことは許されないと考えられます。

次に、氏名表示権とも関係する出所明示義務についてですが、著作権法は、試験問題として著作物を利用する場合には、出所を明示する慣行のあるときは、合理的と認められる方法及び程度により出所を明示しなくてはならないとしています（著作権法第四十八条第一項第三号）。

社会的に出所の明示をすることが通常である場合には明示し

同一性保持権とは、著作者は、その意に反して、著作物及びその題号の変更、切除その他の改変を受けることはないという権利です。ただし、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変についてはこの権利は及ばないものとされています。したがって、試験問題として著作物を利用する場合、試験問題としての性格上、あるいは受験生に対する教育的配慮等から真にやむを得ない改変は許されますが、その場合であっても改変は必要最少限度にとどめることが必要です。やむを得ない範囲を越える改変をして利用しようとする場合には、事前に著作者の同意が必要となります。

具体的にとどのような態様での利用が、やむを得ない改変として許容されるかは、個々の場合につき総合的に判断していくということになりますが、難解な単語や文章を易しい単語や文章に直す、出題者が不適切と思われる表現を修正する、省略した旨を明示しないで一部分を省略する等は、原則として許されません。漢字に仮名をふる。虫食いにして適切な言葉を選ばせる。文章を一部空欄にして適切な文章を選ばせる等は、許される場合に当たると考えられます。

しかし、許される改変の場合であっても、原則はあくまで原文のままの利用であり、繰り返しますがその改変は必要最少限度なさいということですが、他人の著作物を利用するのでありますから、著作者名や著作物の題名を問う場合のように、試験問題の内容の性質上やむを得ない場合を除き、著作者名、著作物の題号等を表示することが適当であると考えます。

昭和五十二年に行われた大学の国語の入試問題のうち試しに三三二題につき調べてみたところ、八九・二パーセントに当たる二九六題につき出所が明示されており、問題の性質上やむを得ない場合を除いては、出所の明示をすることが社会的慣行としても確立しているといえます。

出所の明示をする場合の方法及び程度につきましては、著作物の種類、公表のされ方等に依って違いますが、文芸作品や論文でしたら著作物の題号及び著作者名、新聞の社説やコラムでしたら新聞名及び年月日を明示することが最少限必要であると考えられます。もちろん、文章に題号をつけさせるというような問題ですと、題号を明示することは不可能ですが、そのような場合であっても、「誰々の文章による」というように、できる限り出所を明らかにすることが必要でしょう。

なお、昭和五十年十二月、日本文芸家協会は入試問題に文芸家の作品を使用する場合につき、次のような要望を各大学及び教育委員会に行っています。

- ① 出題に際しみだりに作品を改変しないこと。
- ② 出典（著作者名、作品名等）を明示すること。
- ③ 試験の実施後、使用した作品の著作者（著作権者）に、試験問題用紙を添えて報告すること。

これらのうち第三番目の、事後に著作者等に報告するという点については法律上定めがありません。しかしながら、著作者等の許諾を得ることなく利用できることを考えますと、できる限り当該利用を報告することが望ましいと考えられます。今年四月の文芸家協会の調査では、都道府県四六件のうち二九件から、著作者に対して報告がなされているということです。

五 盲人のための複製について

著作権法は、目の不自由な人のために、その福祉を増進するために、点字による著作物の複製及び政令で定める施設における盲人向け貸出し用録音テープへの著作物の録音を認める規定を置いています（第三十七条）。

点字による著作物の複製は、公益的な事業として特にボランティアの人々によって行われているのが普通であり、また、点字による出版は、著作物の通常の利用と衝突することはないものでもありますので、このような点字による複製の性格にかん

がみ、著作権法は、公表された著作物について無条件で、点字による複製を認めています。したがって、授業用に著作物を点字複製することは、学校その他の教育機関における複製を認められた第三十五条の規定をまつまでもなく、本条により無条件で行うことができることとなります。

しかしながら、授業用に著作物を録音する、あるいは放送から実演家の演奏等を録音するといった行為は第三十五条による複製ということになりますので、前回説明いたしましたような条件がかかってくるということになります。また、弱視者用に著作物を拡大して複製し授業に用いるという場合も第三十五条による複製ということになります。

次に、盲人向けに録音サービスのできる施設及びその態様につき説明します。

著作権法は、点字図書館その他の盲人の福祉の増進を目的とする施設で政令で定めるものにおいては、専ら盲人向けの貸出しのために、公表された著作物を録音することができるとしています（第三十七条第二項）。そして、そのような施設として著作権法施行令は、児童福祉法にいう精神薄弱児施設及び盲ろうあ児施設で専ら盲児専用のもので、身体障害者福祉法にいう失明者更生施設、点字図書館及び点字出版施設（以上はいずれも

国、地方公共団体又は公益法人が設置するものに限られる。）、学校図書館法にいう学校図書館で盲学校に設置されたもの、老人福祉法にいう老人福祉施設で盲人専用のもので定めています。したがって、盲学校におかれた図書館においては一般に専ら盲人向けの貸出しのために、録音サービスができるという点になります。

この場合においては、第三十一条の図書館等における複製サービスと異なり、著作物全部を録音して貸し出すことも可能ですし、また娯楽用に録音して貸し出すということも可能ということになります。

なお、認められていますのは、貸出し用テープとしての録音でありますから、たとえ盲人に対してであっても、それを販売する行為は目的外使用として禁じられています。

このように、盲人向けの録音サービスについては行う主体が限られています。これは政令により定められた施設においては、著作権者の許諾を得ることなく著作物を録音して貸し出すことができる点からです。したがって、政令により定められていない他の施設やボランティアの団体等であっても著作権者の許諾さえ得れば当然録音サービスをすることができ

点字図書館等の政令で定める施設においてボランティアの人が盲人向けの貸出しのために録音することについて考えてみますと、録音主体が図書館であればよいと解されますので点字図書館が主体となつて行う場合にはそのような録音も第三十七条第二項による録音として著作権者の許諾を得ることなく可能であると解してよいと考えます。

（山中伸一）



法令用語(194)「特殊勤務手当」

入試制度の改善について……………清水 義弘……………(4)

■私の学校経営

木造園舎から近代的鉄筋園舎へ……………土井 淑子……………(14)

子どもの実践力を育てる学校経営……………石橋 長男……………(26)

“切磋琢磨”する生徒をめざして……………佐々木竹夫……………(36)



想

息が合う……………西尾 優……………(46)

随

教育水準雑考……………藤原 宏……………(48)

争議行為を理由とする懲戒処分……………地方課……………(50)

に関する最高裁判決について……………

——最近の最高裁判決の紹介を兼ねて——

*教員海外派遣レポート*2 カナダ

教育視察点描——カナダ……………佐藤不二雄……………(65)



◇シリーズ 教育関係者のための著作権法(第六回)

学校をめぐる著作権問題(四)……………著作権課……………(75)

◇シリーズ 教育関係者のための著作権法◇

第六回

学校をめぐる著作権問題(四)

文化庁文化部著作権課

教育関係者のための著作権法も回を重ねて第六回を迎えましたが、今回、学芸会、運動会等の学校行事における著作物利用に関する問題を検討し、学校をめぐる著作権問題を一応しめくくることとします。

六 学芸会、運動会等に係る著作権問題

学芸会における演劇の上演、合唱、器楽演奏、運動会における鼓笛隊の合奏、ダンスや行進のためのレコード演奏等、当然のことのように著作権者に無許諾で、また無料で著作物が利用されています。

著作物の利用に当たっては著作権者の許諾が必要であることが原則ですが、実は、このような場合には著作権が制限され、自由利用できるよう著作権法上措置されているのです。その規定は著作権法第三十八条第一項です。

著作権法第三十八条第一項 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提示につき受ける対価をいう。……）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、口述し、若しくは上映し、又は有線放送することができ、ただし、当該上演、演奏、口述、上映又は有線放送に

ついで実演家又は口述を行なう者に対し報酬が支払われる場合は、この限りではない。

ここでいうように、著作物の上演、演奏等にあたって自由利用が可能となるための要件は、①営利目的でないこと、②聴衆又は観衆から料金を受けないこと、③著作物を実演する者又は口述する者に報酬が支払われないこと、の三点です。前述の学会や運動会における著作物利用は、実はこの規定があることによつて著作権者の許諾なくかつ無料でできるという法構造になっていきます。

第三十八条第一項の著作物の自由利用が認められるためには要件①②③のすべてが充足されていなければなりません。

したがって、PTAが学校の備品や教材等の充実に援助するため、あるいは子供会やボーイスカウトが地域の行事や慈善事業の費用に充てるため、映画会や演奏会を入場料を徴収して主催する場合等は、要件①の営利目的はないが、料金を受けている点で要件②に抵触しているため、著作物の自由利用はできないこととなります。

なお、この営利目的でないことは、著作物の利用が直接営利を目的としている場合のみならず、間接的に営利を目的としている場合を含みます。すなわち、料金を徴収しない無料の試写会であっても映画会社が宣伝用に映画を上映する場合や、顧

する場合に該当し、著作権のうち口述権が働いています。第三十八条は、著作物の口述の場合も含めて規定していますので、その集りの場の茶菓代や書物の代金等の経費に充当するための料金であれば、これを徴収しても著作物の自由利用ができます。

それでは、このような朗読会で口述者に報酬を支払った場合はどうでしょうか。これが要件③の問題です。

ボランティアの方達が無料で口述なさる場合は当然に第三十八条に該当しますが、交通費や食事代を支払った場合はどうでしょうか。

第三十八条でいう「報酬」とは、「料金」について述べたと同様に、やはり実質的に見て実演や口述の提供に対する対価となっているかどうかで見ます。したがって、名目は車代、弁当代となつていても実際には交通費や食事代をはるかに超える代金を支払つていれば、「報酬」に該当しますが、実際に交通費や食事代に充てるためのものであれば、「報酬」にはあたりません。先に述べたボランティアへの交通費等の支払いは、これを行つてもなお著作物の自由利用できる場合に該当します。なお、家庭訪問をして対面朗読をする場合は、ボランティアの方々に報酬を支払つても、料金を徴収しても著作物の口述は自由に行えます。なぜならば、口述権（著作権法第二十四条）は、

客サービスのため無料で演奏会を催すなど、映画や音楽の利用によつて直接収益をあげてはいないが、間接的に自己の利益になつている点で、第三十八条の場合に該当しません。同様に、喫茶店やパンコ店で、バック・グラウンド・ミュージックを流すなども営利目的に当たり、第三十八条からは自由利用できる場合に該当しないのですが、レコード演奏については例外が定められています。この点は後述します。

第二の要件である料金については、「いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提示につき受ける対価をいう」という注意書きがついています。これは、第三十八条の「料金」は名目で見るのではなく実質で見るという趣旨です。したがって、会費とか会場整理費とか称しても、著作物の提供の対価として収益をあげている場合は、要件②に抵触します。逆にいえば、料金を徴収していても実際に会場整理のためのアルバイト代や会場借料等の実費に充て収益をあげていない場合は「料金」を徴収したことにならないということで、第三十八条の「料金」はあくまで、別の用途に充当するために実質的に演奏会等の機会を利用して収益を図っているかどうかにかかっているということになります。

図書館や公民館等で老人や盲人のために、本の朗読会が催されることも増えてきていますが、これも実は著作物を「口述」

著作物を「公に」口述する場合にだけ働くからです。「公に」とは、著作物を公衆に直接見せ又は聞かせる場合をいいます。

このように、学会や運動会における著作物の上演、演奏、口述、上映等の無形的な利用は第三十八条の要件①②③を充足すれば自由に行い得ることとなります。

では、演劇の上演に当たつて台本をコピーで複製するとか、運動会のためマーチをあらかじめ録音テープに録音するなどの著作物の有形的な利用の場合はどうでしょうか。第三十八条が許容している行為は公の上演、演奏、口述、上映、有線放送に限られており、「複製」行為は含まれていません。したがって、コピーで複製するとか、レコードの一定の部分の録音テープにとるなどの行為は第三十八条からは許容されず、著作権者の許諾を得る必要があります。ただし、学校その他の教育機関における複製行為の場合、別途第三十五条の要件に該当すれば著作権者の許諾なく利用できます。

学校その他の教育機関における複製については、既に、学校をめぐる著作権問題(二)で詳述しましたが、運動会等の教育課程を実施するための学校行事では、第三十五条の学校における授業の過程における使用に供することを目的とする場合に該当することが多いと考えられます。しかし、この場合であっても、著作権者の利益を不当に害してはならないという要件があるた

め、合唱のため楽譜を必要部数コピーして生徒に配布するなど
は許容されません。楽譜を必要部数購入などの措置を採る
必要があります。

なお、演奏会が第三十八条の要件に該当せず、著作権者の許
諾が必要となった場合、例えば先に述べた、PTAや子供会等
が行う収益を図るための演奏会の場合、日本音楽著作権協会
(略称JASRAC)に一定の音楽使用料を支払えば、個々の
著作権者に直接許諾をとらなくとも著作物の利用が可能となる
仕組みになっています。

日本音楽著作権協会は、作詞家・作曲家から権利を預かり、
これらの権利者に代って音楽著作権を管理している仲介業務団
体で、文化庁長官の許可を得て業務を行っています。また、徴
収する使用料も文化庁長官の認可した著作物使用規程によって
います。(連絡先は、東京都港区西新橋一七七一三(一)一〇
五) 電話〇三―五〇二―六五五―一です。)

最後に、レコード演奏について述べます。

音楽の著作物には著作権のうち演奏権(第二十二条)が働い
ていますが、この演奏には、生演奏のみならずレコード演奏も含
まれます(第二条第七項)。旧著作権法では、適法な録音物によ
る演奏には権利が及びませんでした(旧法第三十条第一項第
八号)、昭和四十五年に改正された現行著作権法では、レコー

ド演奏も生演奏と同一視し、著作権が及ぶこととしたのです。
そこで、先に述べた、喫茶店やパチンコ店でのレコードによ
るバック・グラウンド・ミュージックや、PTAや町内会が主
催し一定の収益を図るため行うレコード鑑賞会等、第三十八条
の要件を充たさない演奏の場合、権利者の許諾を得なければな
らないかどうかという問題を生じます。

この点、現行著作権法は附則に経過規定を置いて旧著作権法
との間の調整を図っています(附則第十四条)。

著作権法附則第十四条 適法に録音された音楽の著作物の演
奏の再生については、放送又は有線放送に該当するもの及
び営利を目的として音楽の著作物を使用する事業で政令で
定めるものにおいて行なわれるものを除き、当分の間、旧
法第三十条第一項第八号及び第二項並びに同項に係る旧法
第三十九条の規定は、なおその効力を有する。

すなわち、レコード演奏については、放送、有線放送及び音
楽の提供が直接収益に結びつく一定の事業を除いては、当分の
間、自由に行い得るということです。

レコードの演奏権が及ぶ事業として政令の定めるものは次の
通りです(著作権法施行令附則第三条)。

- ① 音楽喫茶、名曲喫茶等客に飲食をさせる営業で、客に音
楽を鑑賞させることを営業の内容としていることを広告

し、又は客に音楽を鑑賞させるための特別の設備を設けて
いるもの

- ② キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他フロア
において客にダンスをさせる営業

- ③ サークラス、アイスショー等音楽を伴って行われる演劇、
演芸、舞踊を客に見せる事業

喫茶店やパチンコ店は①～③の営業には該当しないので、レ
コード演奏は自由です。また、同様にPTAや町内会の主催す
るレコード鑑賞会も自由に行い得ます。レコード演奏において
は、第三十八条の要件を充たさず、有料で、報酬を支払ってい
ても①～③の営業に該当しない限り、この附則第十四条によっ
て自由に行い得るということです。

ただし、附則第十四条による場合は、出所明示が義務付けら
れていることに留意する必要があります。旧法第三十条第二項
は、レコード演奏の場合の出所明示義務を定めており、これを
怠ると罰金刑が科せられていました(旧法第三十九条)が、こ
れが新法下においても効力を有することとされているため
です。

一方、第三十八条による著作物利用の場合は、出所を明示す
る慣行があるときに出所明示を行えば足りるとしています。運
動会等でのレコードによるマーチ演奏で、曲名、作曲者名等を

演奏の都度アナウンスすることを要求することは実状に合わ
ないなどの点を配慮する趣旨によるものです。

(河野 愛)

法令用語(197)「給与」

教育行政雑感……………今村 武俊……………(4)

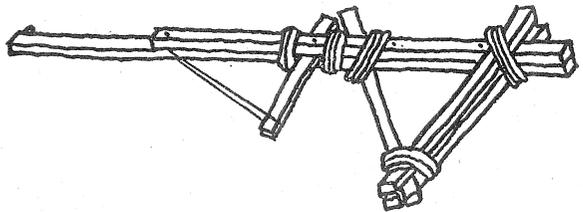
教育委員会の権限と……………永岡 順……………(13)

学校経営

☆研修シリーズ

教員海外派遣事業及び教職員……………地方 課……………(23)

等中央研修講座について……………小学校教育課……………(23)



随想

教師への期待……………古村 澄一……………(40)

*教員海外派遣レポート*3 チェコスロバキア……………加藤節太郎……………(31)

チェコスロバキアの学校視察……………加藤節太郎……………(31)

◇シリーズ 教育関係者のための著作権法(第七回)

図書館等における複製……………著作権課……………(62)

◆資料◆

教職員団体の組織の

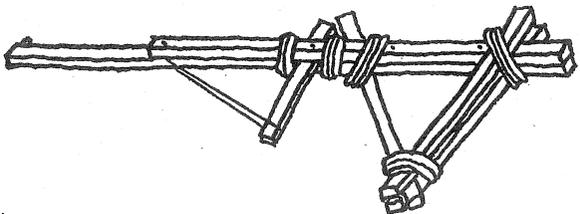
実態について……………地方 課……………(44)

——昭和五二年一〇月一日現在——

日教組等の七八春闘のストライキについて……………(42)

昭和五十三年度

初等中等教育局関係事業計画表……………(67)



図書館等における複製

文化庁文化部著作権課

一 図書館機能の変化

一般に、図書館といえますと、図書、記録その他の資料を集、整理、保存して、利用者の、教養を深めたい、調査研究したい、レクリエーションとして楽しみたいなどの要望に応じていくということを主な業務としていたように思われます。かつての図書館ではその趣旨に沿って利用者の欲する図書その他の資料を最大限集め、閲覧に供しておりました。

しかし、今日のような情報化社会になり、次々と新しいコピー機器等も開発・発明されてきますと、従来の図書館という概念から一歩も二歩も進んで、コピー・サービス、翻訳サービス等のように、むしろ能動的あるいは積極的にサービスを提供す

るようになってきました。そして、現行著作権法が施行された昭和四十六年以前からコピー・サービスは実際に行われていたもようで、いふなれば著作権侵害が公然と行われていたようです。

現行著作権法は、このような図書館の実態、図書館の果たすべき公共的な奉仕機能、また、学術研究の進歩発達にとって図書館の役割が非常に大きいこと等に着目し、利用者の求めに応じて、一定条件の下での図書資料の複製を適法とするにとともに、資料の保存活用の必要上行う複製を一定限度において認める規定を設けております。それは、複写サービスと著作権保護との調整を図ること、つまり公益と私益の調整を図ることによって、著作権法の制定目的である「文化的所産の公正な利用に

留意しつつ、著作権者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与する」(著作権法第一条) こととしたものです。

二 複製のできる図書館等の範囲

1 物的要件

著作権法では、どの図書館でも図書館と名がつけば複製ができることとしてはいません。例えば、企業の中にある図書館は、それがどんなに立派で設備がととのい、資料が整備されていたとしてもこれは含まれません。また、高等学校以下の学校に設置された図書館又は図書室等も含まれません。この高等学校以下のいわゆる学校図書館については、学校図書館協議会等からは複製のできる図書館に含めるべしという声が出されております。

それでは、どういう図書館ならば複製が許されるのでしょうか。

著作権法第三十一条は、「図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この条において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができ」と定めております。

そして、政令として著作権法施行令第一条では、複製が認められる図書館として次のものを定めています。

① 国立国会図書館(文部省図書館のような支部図書館も含まれます。)

② 地方公共団体、日本赤十字又は民法第三十四条の法人が設置する公共図書館

③ 大学又は高等専門学校(附属図書館、資料センター、文献センター等(各学部、研究所の図書館も支部図書館であれば含まれます。))

④ 防衛大学校、水産大学校、海上保安大学校等大学又は高等専門学校レベルの教育を行う教育機関(各種学校を除きます。))に置かれた図書館

⑤ 日本科学技術情報センター、国立博物館、国立近代美術館等のように、図書、記録その他著作物の原作品又は複製物を収集、整理、保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令(条例を含む。)の規定によって設置されたもの

⑥ 日本原子力研究所、アジア経済研究所等学術の研究を目的とする研究所、試験所等試験研究機関で法令の規定によって設置されたものうち、その保存する図書、記録その他の資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの

⑦ その他国、地方公共団体又は公益法人が設置する前記⑥

又は⑥と同様の施設で文化庁長官が指定するもの（これまでものところで、例えば、社団法人日本医師会図書室、日本労働協会図書館、東京商工会議所図書館、雇用促進事業団全国勤労青少年会館図書館等二十七施設が指定されています。）

2 人的要件

以上の図書館等の施設であっても、司書又はこれに相当する職員として著作権法施行規則（文部省令）第一条に定める職員が置かれていることが必要です。同条は、次のいずれかに該当する者で本務として図書館の専門的職務又はこれに相当する事務に従事するものと定めています。

- ① 図書館法でいう「司書」の資格を有する者
- ② 図書館法でいう「司書補」の資格を有する者でその資格を得てから四年以上図書館事務に従事した経験を有するもの
- ③ 人事院規則で定める国立学校図書専門職員の採用試験に合格した者
- ④ 大学又は高等専門学校を卒業した者で、一年以上図書館事務に従事した経験を有し、かつ、文化庁長官が定める著作権に関する講習を修了したものである
- ⑤ 高等学校を卒業した者又は高等専門学校第三学年を修了した者で、一年以上図書館事務に従事した経験を有し、かつ、文化庁長官が定める著作権に関する講習を修了したものである

を帯びると解されます。この意味で企業内図書館は、間接的に営利を目的としたものとして対象外になります。

ウ 図書館等の資料を用いること。

図書館資料としては、単行本、新聞、雑誌、地図、写真、レコード等公衆の利用に供するために当該図書館等が保管しているすべての資料が含まれます。したがって、外部から利用者が持ち込んできた資料は含まれません。ただし、他の図書館との相互貸借契約によって、相当長期にわたり貸与を受け、あなたもその図書館所蔵の図書と同様の取扱いを行っている資料の場合にはこれを含めてよいと思えます。一週間程度の短期間貸借の場合は無理でしょう。

三 図書館等でできる複製の態様

以上のようないくつかの厳しい要件を満たした場合にはじめて図書館等で複製ができるわけですが、その態様には次の三つがあります。

ア 利用者の求めに応じて複製を行う場合

(a) 利用者の調査研究の用に供するためのものであること。利用者の求めに応じてということなので図書館側であらかじめ準備しておくようなものは該当しません。この場合の「利用者」は本条の規定が、第三十条の「私的使用のための複製」を補完するものと考えれば自然人に限られ、企業等法人は含まれ

つ、文化庁長官が定める著作権に関する講習を修了したものの

(注) ④及び⑤でいう文化庁長官が定める著作権に関する講習というのは、毎年夏、東西二か所で行われる「図書館等職員著作権実務講習会」を指し、毎年四〇〇名近い人がこの講習会の修了者となっています。ちなみに今年八月に東京と福岡で開催の予定です。

3 その他の要件

ア 複製の主体が図書館等であること。

法は複製主体を「図書館等」と定めているわけですから、複写機器等の物的設備も、複写業務を行う人的なものも図書館等が主体とならなければなりません。したがって、複写機器の管理権が図書館等にあり、かつ、複製行為をする者にはその図書館等の指揮命令権が及ぶことが必要です。逆に言うならば、業者にコピーを委託すること、つまり、複製行為自体に部分的にせよ業者の主体的行為が介在するような場合あるいは、図書館利用者により複写機に複写させるような場合もこの要件にあてはまらないと一般に考えられています。

イ 非営利事業であること。

実費（複写設備維持費、用紙代、人件費等）の徴収は許されますが、これを著しく超える費用を徴収することは営利的色彩がないといふべきでしょう。「調査研究」は、必ずしも高度な学術研究であることを要せず、中学生の宿題であってもよいと思われれますが、レクリエーションとか、鑑賞用とかの場合には含まれません。

(b) 公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部）であること。

「公表された著作物」ですから「未公表」のものには含まれません。「一部分」とはどんなに多くとも半分に満たない分量をいうことになります。「著作物」の一部分ですから、詩集等編集物の場合も、その一冊の半分までいいというわけではなく、ある一つの詩の半分までということになります。相当期間を経過した定期刊行物とは、通常の販売ルートで購入できなくなった場合の日刊誌、月刊誌等で、具体的に言えば次号が発行された場合の前号がこれに該当します。

(c) 一人につき一部であること。

一人につきあくまで一部です。生徒が四十人いるからといって四十部複製を求められても認められません。

(d) 翻訳も可能

以上のように複製ができる場合は図書館としては翻訳サービスをすることも可能です（著作権法第四十三条）。

イ 図書館資料の保存のため必要がある場合

稀観本の損傷、紛失を妨ぐためとか欠損ページを補充するためとか、図書館資料を保存するために必要な場合には複製が認められます。複製他に代替できない場合に限り、もう一部購入すれば足りる場合とか、縮刷版のある場合は認められませんが、何でもかんでもマイクロ化して保存すること等も認められません。

ウ 絶版資料を他の図書館等の求めに応じて複製する場合
絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館等の資料を他の図書館等の求めに応じて提供する場合で、絶版か否かは不明であるが相当期間にわたって市販されていないことが明らかになっている場合です。高価であるとか、復刻版が近々に発行される予定であるとか、外国から入手するため時間がかかるとかの場合には、「入手することが困難な図書館資料」には該当しません。「他の図書館等」とは、他の政令で定める図書館であることに御注意ください。

四 図書館におけるその他の複製

以上は、著作権の存するものについて特に図書館等に認められた複製の場合ですが、保護期間が切れて著作権の存しなくなったもの、国際著作権条約に加入していないなどで我が国で保護しなくてよいとされているもの、法令、判例のように権利の目的とならない著作物等はだれでもどこでも複製できますので

図書館内で複製することも著作権法第三十一条とは関係なくできることとなります。

五 今後の課題

著作権法第三十一条の規定は条件がきびしすぎて実際の図書館業務は法の望むようにはできない、範囲を学校図書館にまで拡大してほしいなど様々な意見が出されています。この図書館における複写複製問題等を検討していた著作権審議会第四小委員会は昭和五十一年九月に報告書を公表しております。この中では、当面は法の趣旨を徹底することとしておりますが、将来は、集中的権利処理機構（権利を一か所に集め、利用者はそこに連絡すれば権利処理ができる複製利用ができるようにする機構）の設置、複写機器の料金は一定の著作権使用料を上乗せし、利用者は自由に複製ができるようにすること等いくつか方法が考えられるとの提言をしております。これらは、今後の図書館の実態、国民世論、国際著作権界の動向等を見極めながらのこれからの大きな検討課題となっていくものと思われます。

（黒沢 節男）

法令用語(199)「教科書」

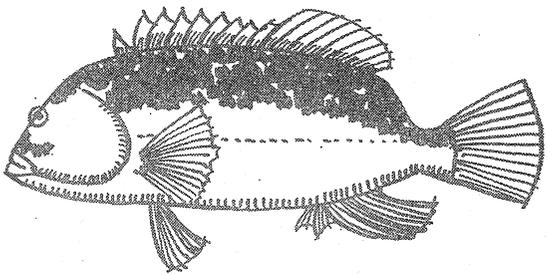
学校教育と数学…………… 広中 平祐……………(4)

中央教育審議会の答申について…………… 高山 政雄……………(14)

ILO第六十四回総会における
公務条約の採択について…………… 高石 邦男……………(25)

教育研究開発のすすめ…………… 垂木 祐三……………(33)

随 想
学校訪問をしようこと…………… 三村 長年……………(40)
ある幼稚園見学から…………… 石田正一郎……………(42)



☆研修シリーズ・3

「スクール・フォーカスト」…………… 牧 昌見……………(44)
の現職教育

*教員海外派遣レポート*5 スペイン

スペインの二つの顔…………… 斎藤 武雄……………(52)

◇シリーズ 教育関係者のための著作権法(第八回)

美術館・博物館と著作権…………… 著作権課……………(61)

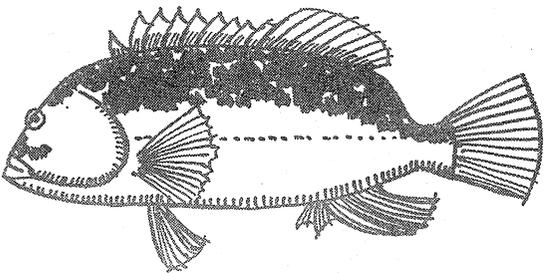
小笠原諸島の復興と教育行政…………………………(66)

第八十四回国会における文教関係
法律案の審議状況について…………………………(68)

★資料★

教員の資質能力の向上について(中教審答申)……………(73)

教育長紹介…………………………(76)



◇シリーズ 教育関係者のための著作権法◇

第八回

美術館・博物館と著作権

文化庁文化部著作権課

美術館で絵画展を開催したり、展覧会の観覧者のためにカタログに展示作品を載せたりするような美術の著作物の利用に關し、著作権法では美術の著作物の利用の特殊性を考慮して一定の要件の下に著作権者の権利を制限する等の規定が設けられています。今回は、そのような美術館・博物館をめぐる著作権問題について検討してみます。

一 美術の著作物の所有権と著作権

美術作品の所有権と著作権は別個のものであり、美術作品の所有者であっても、その作品の著作権をもっているとは限りません。美術の著作物の原作品はそれ自体取引の対象となります

が、この場合一般的にはその著作権まではその取引の対象となっていないのが通常です。一方、美術の著作物の著作権者はその原作品により公に展示する展示権をもっていますので（著作権法第二十五条）、美術の著作物の原作品の譲渡を受けた所有者であっても、改めて著作権者の許諾を得なければその作品を展示することができないこととなります。これでは、原作品を購入した者がその所有権に基づき公の展示をしようとしても、いちいち著作権者の許諾をとらなくてはなりませんし、それでは、原作品の商品としての流通を阻害する結果を招き、妥当とはいえないものがあります。そこで著作権法は、美術作品の著作権と所有権との間の調整を図るため、原作品の所有者は原

作品をその所有権によって公に展示することができるし、所有権を優先させています（著作権法第四十五条）。すなわち、美術作品の原作者又は所有者の同意を得た者は、著作権者の許諾を得ることなく、原作品を自由に公に展示することができます。

また、著作者から美術の著作物を譲渡された場合、その譲渡に当たり特段の取決めがない場合には、その美術作品が未公表のものであってもこの原作品を公衆に展示することについての同意があったものと推定されます（著作権法第十八条第二項第二号）。したがって、未公表の作品であっても譲渡に当たり特約のない限り、譲渡を受けた者がこれを展示することは、著作者の公表権を侵害しません。

このように、美術の原作品の所有者は、その所有権により原作品を展示することができますが、美術作品の著作権は別途著作権者から譲渡を受けない限り所有者にはなく、通常はその作品の著作者にあるということになります。そこで、美術展を開催するに当たり、会場内で撮影したり写生したりする行為（複製行為）を禁止しようという場合、いかなる根拠に基づき禁止することができるのか問題となります。観覧者の立場から考えますと、美術館等は著作権者ではないのに、そのような複製行為を禁止することができるのか疑問となります。こ

ず、著作権者の許諾を得なければなりません（著作権法第四十四条第二項）。例えば、上野公園に設置されている西郷隆盛の銅像のように屋外に置かれ一般公衆が自由に見ることができる場合は、その所有者は著作権者の許諾を得なければそのような場所に設置できません。また、有料公園や有料遊園地のように、入場料さえ支払えば誰でも自由に入場することができます。かつ、その敷地内での写真撮影を全く自由に認めている屋外の場所の場合にも屋外であると考えられますので、そのような場所に美術作品を設置する場合には著作権者の許諾が必要となります。屋外であるかどうかの問題となるポスター・ラインのケースとしては、国立西洋美術館の前庭に設置されているロダンの彫刻「考える人」のようなものがあります。「考える人」は柵の外から見ようと思えば見ることができ、その設置されている庭の性質からして、本来柵外から見られることを予定していないものであり、美術館の屋内と一体視すべきであると考えられますので屋外の場所ではないと考えられます。

このように、屋外の場所に美術作品を設置する場合には、所有者であっても著作権者の許諾が必要であるとされているのは、次に述べるように屋外の場所に恒常的に美術作品を設置するとその著作権が大幅に制限されることとなるためです。

これは著作権の問題ではなく、所有権あるいは会場管理権に基づく禁止ということになります。美術作品の所有者である美術館あるいは美術作品の所有者から同意を得て作品を展示している美術館が、その作品を観覧することを許可する、あるいは、美術館に入館することを許可することの条件として、撮影行為や写生行為を禁止するということとなります。これと同様のことは、著作権の既に消滅している絵巻物や仏像等の美術作品を撮影したり写生したりしようとする場合や、それらの作品を撮影して雑誌に掲載しようとする場合についてもいえます。著作権の消滅している美術作品は、著作権法上、誰でも自由に利用することができる訳ですが、直接その美術作品を写真撮影して利用したいという場合には、作品の所有者は、所有権に基づきその作品を使用するについての使用料をとることができるということになります。この場合、美術作品には著作権はありませんので、既に出版されているものから複製を行おうとする場合には、たとえ撮影者と美術館との間にその写真の用途につき契約があったとしても、自由にできるということになります。

美術作品の所有者は原作品を公に展示することができますが、街路、公園その他一般公衆に開放されている屋外の場所又は建物の外壁その他一般公衆の見やすい屋外の場所（以下「屋外の場所」という。）に恒常的に設置する場合にはこれに該当せ

二 公開の美術の著作物の著作権

原作品が屋外の場所に恒常的に設置されている美術の著作物については、その設置者の意思及び社会的慣行を考慮して、著作権者の経済的利益と衝突する特定の場合を除き、その著作物の自由利用が認められています。すなわち、屋外恒常設置の美術作品については、次に述べる三つの場合を除き、テレビ放送、写真撮影、録画等のような方法による利用であっても自由に認められています。

屋外に常設された美術作品であっても、その利用について著作権者の許諾が必要なのは、

① 彫刻を増製する場合 これは彫刻を彫刻として作成する場合です。彫刻の材料まで同じである必要はなく、また、原寸大でなくても美術鑑賞用のものであれば彫刻を増製する場合に該当すると考えられます。

② 屋外の場所に恒常的に設置するために複製する場合 同じような作品を別の屋外の場所に設置するために作成することは認められません。

③ 専ら美術の著作物の複製物の販売を目的として複製する場合 典型的な例としては、絵葉書、カレンダー、ポスター等の形で、屋外恒常設置の美術作品を写真に撮影して

複製し販売する場合があります。画集、図録等として販売する場合もこれに該当します。一般雑誌のグラビア、表紙等に掲載する場合には、「専ら」複製物の販売を目的として複製するとは言えない場合が多いと思われるので、一般的には許されると考えられます。なお、カレンダー用の風景写真を撮るときに被写体の背景に屋外の美術作品が入っている場合は、美術作品が主たる存在であるのか、単なる点景に過ぎないのかにより決定されることとなります。

三 展覧会用のカタログ等への掲載

美術の著作物を公に展示するに際して観覧者のための解説用、紹介用のカタログにその作品の複製を掲載することは限られた場合には、認められています。このような複製は美術の著作物を公に展示する場合の鑑賞の手引であり、かつ著作権者の経済的利益を不当に害することはないため認められたものです。

著作権法第四十七条 美術の著作物又は写真の著作物の原作品により、第二十五条に規定する権利を害することなく、これらの著作物を公に展示する者は、観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介をすることを目的とする小冊子にこれらの著作物を掲載することができる。

品を複製するためには著作権者の許諾を得ることが必要です。また、展覧会をテレビで放映する場合にも著作権者の権利が働くと考えられます。ニュース番組でその日の出来事として展覧会を放映し美術作品が映されるような場合には、著作権法第四十一条の時事の事件の報道のための利用として著作権者の許諾を得る必要はありませんが、展覧会の特集番組等で美術作品を放映するような場合には著作権者の許諾が必要となります。また、新聞や雑誌等で時事の事件の報道に伴って展覧会の作品を掲載することも許されますが、展覧会の作品の解説のためにその作品を鑑賞にたえうるような形で複製して利用するような場合には、著作権者の許諾が必要であると考えます。

④ 小冊子に掲載するに際しては、掲載作品の出所の明示をすることが必要です。著作者名、作品の題号を表示することは最少限度必要であると考えます。

四 美術の著作物の保護期間

美術作品の原作品を屋外に設置したり、画集と同視しうるようなカタログを作成したりする場合に著作権者の許諾が必要となるのは、その美術作品の著作権が存続している場合です。著作権の消滅している作品の場合には、このような利用であっても自由に複製することができます。美術の著作物で著作権が現

カタログ複製が認められるのは、

① 展示する主催者や美術館等美術作品の展示権者の権利を害することなく展示することができる者が、カタログを作成するものであること。つまり、展示権者もしくはその同意を得た者又は美術作品の原作品の所有者若しくはその同意を得た者が公に展示する場合はこれに該当します。

② 美術作品の複製を認められる小冊子は、観覧者のために展示作品の解説、紹介をするカタログとか目録に限られます。観覧者のために展示作品の解説、紹介を目的とする場合であっても鑑賞用の豪華本や、画集等と同様な商品的価値を有するようなカタログの場合には、著作権者の経済的利益と衝突すると考えられますので、著作権者の許諾を得ることが必要です。現実には、鑑賞にたえうるようなカタログが作成されている場合が多いようですが、カタログの紙質、印刷の態様、作品の複製の大きさなどから判断し、実質的に判断することが必要と考えられます。また、本条によって作成されたカタログ等は、展覧会等の収益に資するため販売することも許されますので、そのような点からも、画集等の一般商品の市場を阻害するようなものでないことが必要です。

③ 本条によって複製が可能なのは、カタログ等の小冊子用です。展覧会の宣伝用のポスターやチラシ又は入場券等に展示作品を複製しているものはおおよそ次のとおりです。

日本人が著作者である作品 著作者が昭和七年以降に死亡している場合

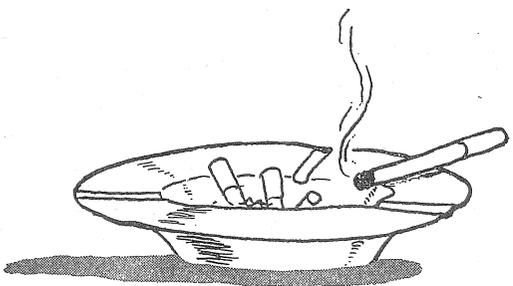
その他、例えば、フランス人が著作者である作品 著作者が一九二二年以降に死亡している場合。アメリカ人、イギリス人の著作物の場合にも同様です。

イタリア人が著作者である作品 著作者が一九三二年以降に死亡している場合。ドイツ人の著作物の場合も同様です。

五 写真の著作物

写真の著作物についても、著作権法四十五条により、その原作品の所有者又はその同意を得た者は、原作品を公に展示することが認められています。また、写真の展覧会を開催する場合にも、解説又は紹介用のカタログ等として写真作品を掲載することが、美術の著作物と同様の要件の下に認められています。

(山中伸一)



核融合エネルギー 内田岱二郎 (4)

養護学校の義務制の施行に伴う

学校教育法施行令及び学校保健 久保庭信一 (14)

法施行令等の一部改正について

日米教育長等交流事業による

訪米団に参加して

(A班の報告) 渡辺 幹雄 (17)

(B班の報告) 池田 武夫 (23)

随 想

新しく教員となった若い人たちへ 奥廣 公利 (30)

◇シリーズ 教育関係者のための著作権法 (第九回)

学校をめぐる著作権問題 著作権課 (32)

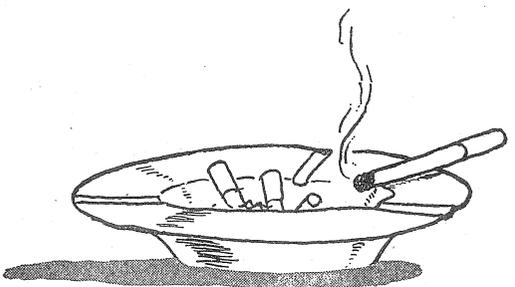
調査報告
公立学校における
宿・日直の実施状況 地方課 (37)

☆資料☆

給与に関する報告と勧告 (59)

学校教育法施行令及び学校保健法施行令等の
一部改正について (69)

育児休業の許可状況について (29)



学校をめぐる著作権問題

文化庁文化部著作権課

学校新聞、PTA会報、広報誌を発行する場合、無料、有料を問わず、また、ガリ刷り、活字、写植によるかも問わず、○部位以上発行するものを念頭において考えてみよう。

1 題名

新聞、雑誌の題名は、○○学校新聞、○○協会報、○○月報というように、固有名詞のあとに月報などの名前をつけたり、月刊○○というようにすれば、問題になることは非常に少ない。だが「広場」「太陽」「海」「あかしや」「あすか」「炎」「ともしび」……といった題名は、全国に同じ題名の同人雑誌などが多く、できれば避けた方がよい。

商標権の登録制度は、文字、図形などを「業として商品を生

産」などする者が、その商品について使用（標章を商品に附する）する行為のため作られた制度だ。学校新聞が問題になることは少ないが、定価を付した協会誌が将来、大新聞、大雑誌に発展することを考えると、どこかにありそうな名前は、商標登録されているかどうか、特許庁へ行って調べておきたい。東京国立近代美術館では、昭和二十九年一月、月刊誌「現代の眼」の創刊号を出し、以後、毎月発行している。

ところが、昭和三十六年一月現代評論社が総合雑誌「現代の眼」（月刊）を発行、早速、商標登録をした。この商標権に基づいて、東京国立近代美術館は、その誌名をやめてほしい旨の内容証明郵便を受け取る破目になった。東京国立近代美術館が早く、同一誌名を使っていたから、商標法上も、先使用による

権利が定められており、そのままになって、両誌同一誌名で発行されている。もし、同じ領域の雑誌間であれば、激しい裁判上の争いになっていったと思われる。

題名の同一又は類似については、不正競争防止法の存在も忘れてはならない。混同を生ぜしめるような商品表示をした場合、営業上の利益を書せられるおそれのある者が、その行為を差し止めることができる。広く認識せられた商品表示、商標、商号……といった要件があるが、雑誌のネーミングには神経を使っしてほしい。

2 記事

(7) 自由に使えるもの

著作権法第十条第二項は、事実の伝達にすぎない雑誌及び時事の報道は、著作物に該当しない旨を規定している。この条で許されているのは単純な事実の伝達にすぎないものであって、表現が文学的であったり、署名入りの記事には、この条文では読めない場合が多いことに注意を要する。

同法第十三条は、憲法、法律、通達等が著作権の対象とならないことを規定する。

著作権の消滅している文章も自由に使える。

日本人の作品であれば、昭和六年以前に死んだ人か、昭和七年以後に死んだ人か分かれないものである。

団体名義（○○市、○○学校、○○会社）の著作物であれば昭和十一年以前か、昭和十二年以後のものか分水嶺である。写真であれば、昭和三十一年以前か、昭和三十一年以後かが分れ目で、昭和三十一年以前は自由に使えるが、昭和三十一年以降であると、公表後五十年で、かなり長い期間、保護を受ける。

外国人の著作物については困難な問題がある。戦時加算といって、第二次世界大戦の日本の相手国（これには、例えばギリシャ、ニュージーランド、オランダ、スリランカ、ベルギーといった交戦国であったという一般のイメージからは遠い国もある。）に対して、平和条約で、通常の保護期間にプラス戦争期間（昭和十六年一月八日から昭和二十七年四月二十七日の講和条約の期間）を加算しなければならない。

だから、例えば、大正十二年に亡くなった、レイモン・ラディゲ（一九〇三—一九二三）の「肉体の悪魔」や「ドルジェル伯の舞踏会」は、日本でまだ著作権が存続している。日本人のものなら昭和六年だが、更に十年余りさかのぼるのである。イギリスやフランスとの間では、翻訳権十年留保といって、イギリス、フランスの人の著書、論文を日本語訳する場合、戦前のものならば、初版から十年間、日本語訳が出ていなければ自由に訳せる制度があるが、翻訳権について、この十年に戦時加算を加え更に六か月プラスするようになっている。フラン

ス、イギリスとの間では、戦時加算が三七九日間である。外国人の作品を使うときは文化庁著作権課へ問い合わせるとよい。

(i) 引用

(a) 既存の著作物を引用して利用することは、公正な慣行に合致、報道、批評、研究その他引用の目的上正当な範囲内で行われるものであれば、かまわない(著作権法第三十二条第一項)。出所を、その利用の態様に応じ合理的と認められる方法、程度で明示する必要がある(著作権法第四十八条第一項第一号)。

写真引用すること、俳句引用することは、その必然性がどの程度あるのか、場合によっては、権利者の側に立って考えてみることも必要だ。音楽の歌詞については、日本音楽家協会と日本音楽著作権協会との間に、小説の中について利用は、一番だけならばよい、との申合わせがあるが、これらを参考に、もし、歌詞を二番三番と掲載する場合には、日本音楽著作権協会へ問合わせるとよい。

(b) 新聞、雑誌の中で報道するに際し、「当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物は、報道の目的上正当な範囲内において」、複製、当該事件の報道に伴って利用することができる(著作権法第四十一条)。

写真の中に、ある絵が後の方に写っていても、それは当

作者は、文章(詩でも、俳句でも同じ)を書いたら、その瞬間に、①著作権(財産権)と②著作者人格権を持つ、この権利は、登録等の方式を要せず、保有する。日本は、イギリス、フランス、西ドイツ等とともに無方式国である。これらの国とベルヌ条約で結ばれているから、これらの国においても著作権が発生しているわけである(著作権法第十七条)。

著作者人格権は①公表権——公表するかどうかを決める権利、②氏名表示権——その人の氏名を記載するか、記載しないかを決める権利、③同一性保持権——その著作物、題号の同一性を保持する権利の三つを内容とする(著作権法第十八条第十九条及び第二十条)。

かつて、ある総合雑誌が、寄稿者の文章を変え、タイトル、見出しを勝手に付け変えたとして、寄稿者から訴えられた事件がある。同一性保持権という著作者人格権の侵害である。手を入れるについて、本人の了解を得ることが必要である。

3 さし絵、カット

自由に使ってかまわない旨の記載のあるカット集からカットを使うのは問題がない。しかし、そうでない普通の雑誌、新聞からカットを転載すると著作権侵害である。単純なさし絵、昆虫や植物の絵も著作物である。こんな事例があった。

昭和四十七年、都下T市の広報担当は「市政だより」数十万

然に利用できるという規定である。

(c) 一般の新聞、雑誌に載った政治上、経済上、社会上の時事問題に関する論説(学術的な性質を有するものを除く)は、他の新聞、雑誌に転載できる旨の規定がある。ただし、これらの利用を禁止する旨の表示があれば利用することはできない(著作権法第三十九条第一項)。禁転載の表示があれば、その新聞社に電話や手紙で、許諾を求めなければならない。

(d) 公開して行われた政治上の演説、陳述——これには選挙会場や、駅前広場、公会堂でのものが入る——裁判手続における公開の陳述は、同一人の著作者のものを編集して利用するのだから自由利用できる。吉田茂演説集を作ろうというので、吉田茂のものだけ取り出し、掲載利用するのであれば著作者の了解を要するが、そうでなければ自由である(著作権法第四十条第一項)。

著作権法第四十条第二項には、国又は地方公共団体の機関において行われた公開の演説又は陳述は、報道の目的上正当と認められる場合には、同条第一項の規定によるものは除いて、新聞、雑誌に掲載できる(著作権法第四十条第二項)。国会、県議会、市町村会における演説がこれに入る。

(e) 他人の文章を自由に直せるか

部を印刷、配布寸前になって、担当の一人が、その紙面の中に百科事典、植物図鑑から花や樹木等植物のさし絵を写しとって掲載していることに気付いた。

こういう単純なカットに近いさし絵が果たして著作物だろうか、「思想感情を創作的に表現したもの」といえるだろうかという議論をしたが、ともかく、配布をストップ、文化庁著作権課へ、担当二人が行くことになった。

文化庁著作権課では、著作物であろうといい、昭和三十六年十月二十五日東京地裁判決を紹介した。この判決は、昆虫生態さし絵の事件で、次のようにいっている。

「これらの原画は、各原告が、永年にわたって集めた資料にもとづいて、各原告の美術画家としての感覚と技術とを駆使して、動物の生態を写実的に描いたものであることが肯定される……各原告は各原画の製作により、これに対するその著作権を取得したものである。……被告は、これらの原画が、科学雑誌に登録することを目的とするものであり、実物の正確な複製であることが要求されるものであるから、美術作品ではない。と主張するが、そのような目的ないしは制約のあることは、前記認定のようにして製作された各原画の創造的な精神的労作について、被告の編輯方針に従って細かな指示が与えられることが仮りにあったとしても、そのことが、本件原画につき著作権発生のおぼろげたるものではない(昭和三十六年十

月二十五日東京地裁判決、最新著作権関係判例集二二頁。

広報担当者は、翌日、出版社に行った。出版社が著作権を持つていないなら、著作権者たる執筆者の住所を教えて貰うためである。ほとんどの出版社が、さし絵やカットは、作者から買い取っていて、著作権を持っていた。転載の場合、大体一点について千円から三千円の使用料をとること、発行部数に応じて加重される旨の規定があった。市の広報担当者は、①市の広報誌という性格を強調し、②今回、掲載料の予算が計上されていないこと、③まだ未配布であること、④次号で陳謝文を掲載することを述べて、無料で無事配布できたという。

さし絵やカットを外部の人に作成して貰い、広報誌に載せるときには、一定の謝礼を支払うだろうが、何も別段の定めをしなければ、その広報誌一回切りの掲載料とみなされる。別のパンフレットや本やしばらくして発行する広報誌にまた載せることはできない。今後も自由に使用したい場合は、買い取る旨の文言の入った契約書を作る必要がある。さし絵、カットの場合、作者の間で、氏名表示をどうするか決めておく必要がある。その箇所箇所で書くか、目次に書くか、巻末、奥付けにするか、いずれにせよ、本人は氏名表示を望むであろうし、省略したい場合には本人の了解をとる必要がある。

4 写真

広報誌等に写真を掲載する場合、さし絵、カット、文章と同じように、他人に委嘱したものは、はっきりと取扱いを決めておかなくてはならない。写真は、既にのべたように昭和三十一年と昭和三十三年が分かれ目になる。また、昭和三十一年以降で、昭和四十五年十二月三十一日以前に、頼んでとらせた顔写真は、著作権者が写真家でなく、頼んでとって貰った肖像本人にある(旧著作権法第二十五条及び新著作権法附則第五条第二項)。

だから、故三島由紀夫氏の上半身裸体の肖像写真は嘱託写真なら、著作権は同氏の相続人にあり、これを無断で雑誌に掲載したり、パネルにして、展示、頒布することは無断でできない。群衆の顔やベンチの人の姿をとるとき、鮮明に顔が判ってしまうような場合は、写っている人の承諾を要する。プライバシー侵害、肖像権侵害として、不法行為を構成する場合があります。得るからだ。

従来、有名人等の肖像は、公共性のあるものとして、自由に撮影し、自由に利用できると考えられていたが、昭和五十一年のマーク・レスター事件から、営利的利用の場合、肖像権使用料をとるケースがふえている。報道目的であればよいが、広告などには無断で使用できない。(大家 重夫)

もくじ (昭和五十三年十二月号)

法令用語 (204) 「教育職員免許状」

埋蔵文化財の保護 坪井 清足 (4)

大学放送教育の展望 西田 亀久夫 (8)

ILO結社の自由委員会 加戸 守行 (17)

第一八七次報告について

教員海外派遣レポート 8 アメリカ

オクラホマ市の

オープンスクールをみて 川瀬勝一郎 (65)

随 想

こころの教育と幼児教育 圓井 東一 (62)

教育委員会制度三十周年記念式典について 地方課 (23)

文部大臣式辞 砂田 重民 (24)

教育委員会制度三十周年記念事業

実行委員会委員長式辞 嶺山 政道 (25)

記念講演

教育委員会への期待 木田 宏 (49)

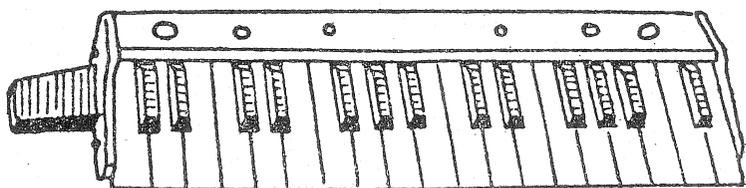
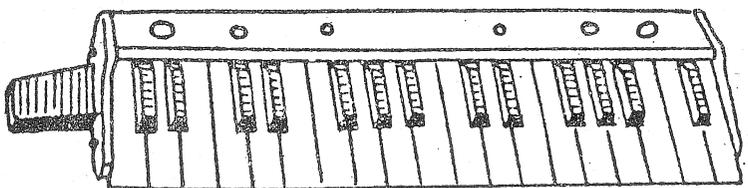
教育委員会制度三十周年記念

地方教育行政功労者名簿 (27)

◆シリーズ 教育関係者のための著作権法 (最終回)

教育の周辺にある著作権制度の課題 著作権課 (74)

教育長紹介 (79)



教育の周辺にある著作権制度の課題

文化庁文化庁著作権課

このシリーズも本号で十回目となりますので一応最終回ということにし、しめくりとして今日の我が国著作権制度がかかっている課題のうち教育にかかわりのある二つの問題について紹介し、読者の皆さんと共に考えてみたいと思います。これらの問題は、いずれも近年の技術革新に伴う情報伝達手段の著しい発達普及の中でクローズアップされてきたもので、それ故に我が国のみならず諸外国においても早急にその著作権制度上の対策の必要性が指摘されている問題です。

一、複写複製機器の普及と著作権

今日、リコピー、セロックス等の複写複製機器は図書館、各種研究機関、官署等の公の機関はもとより、企業やでは街頭

て配布すること、学校図書館や公民館あるいは美術館で蔵書や絵画、写真等を外部からの求めに応じ複写して提供すること、また、教育委員会が行政事務を遂行する上で役立つという理由でその職員に著作権法を解説した書物(一部分でも)を複写して配布することなどは、これを著者等の権利者に無断で行えば著作権侵害ということになります(その理由は前号までで明らかなことと思います)。しかしながらこのような複写を行う場合の多くは、そのような複写が著作権侵害となることを知らなかったかあるいは知っていてもいちいち権利者が誰れであるかを確認してその許諾を得るのは時間がかかるし、そこまでして拒否されたら困るといった理由でやむを得ず違法を承知で行われているもののようなのです。もちろんこのようなことが許されないのは当然ですが、ここで仮りに極めて簡単に、かつある程度の対価を支払うことで権利者の拒絶にあうこともなくこのような複写が自由に行えるとするならば、このような違法複写の多くは姿を消し、結局権利者、使用者双方の利益になるわけで、このような考え方に立った方策が、特に使用者の側からは、現実的な著作権処理の方法として望まれているのです。

この問題をほぼ二年にわたって検討した著作権審議会第四小委員会、以上のような状況をふまえて、昭和五十一年その審議結果をとりまとめましたが、その中でこの問題の対応策の一

にいたるまでいたるところに普及し、これらの施設の内部職員の利用のためのみならず外部からの利用者に対するサービスのためにも各種の資料の複写が行われています。ところがこのような複写はその多くが著作権(制度)と深くかかわっているにもかかわらず必ずしもこのことが十分に意識され常に適法な状態で複写が行われているとは言い難い状況にあり、そのため一方で現行著作権制度の普及定着を図るとともに、他方これらの事態に対応できる新たな方策の樹立が権利者、使用者双方から強く望まれてくるにいたりました。具体的な例をあげますと、たとえば都道府県が設置する教育センターで教員が授業を行う上で非常に参考になるとい判断で他人の論文等を複写し

つとして、個々の権利者を当事者とするのではなく、権利を集中的に管理し、行使する窓口(いわゆる集中的権利処理機構)が存在し、その窓口を当事者とする必要があること、また、このような機構が設立された場合において、権利処理に当たり一件ごとの許諾によることは事務処理上非能率であるので、利用者側との協議により、一定の使用料の支払いを条件に複製利用を一つの契約により包括して許諾するという方式(いわゆる包括許諾制)を採用することが望ましいと述べています。同報告書はまた強制許諾制(権利者の許諾が得られないときは、一定の報酬を支払うか供託することを条件として、一定の範囲内で著作物を自由に利用することができることとする制度)又は法定許諾制(権利者との交渉を前提とせず、法律の定める一定の場合に、一定の報酬の支払いを条件として著作物の利用行為を自由とする制度)を採用することも今後の検討課題としています。このうち後二者の強制許諾等は現行法の枠内では実行不可能ですが、前者の集中的権利処理機構の場合には、権利者、使用者双方の了解においてそのような権利処理機構を創設すれば直ちに実行可能となるので、そのための関係者の努力が期待されるところであります。

この複写と著作権問題について具体的に対応している例としてフランスの立法例があります。すなわち同国では複写複製機

器の製造価格に三%の税を課し、その徴収額を基礎にいわば出版文化基金とも言うべき制度を創設しました。そのねらいは複写を行う機器の価格中に著作物使用料に相当する金額をあらかじめ組み込むことによりこの機器の購入者が著作物を複写する一定限度の自由を与える一方で、こうして徴収した使用料相当額をこのような複写機器の普及によって経済的不利益を被っている著作者や出版者の利益のため出版助成という形で使用しようとするものです。もちろんこのようにして徴収したお金を直接著作者や出版者に分配するという考えもあり得るところであり、後述する西ドイツにおける録音録画機器に対する課徴金の制度はそのような考え方に立っていますが、フランスでは直接分配することなく出版文化の向上のため、ひいては著作者や出版者全体の利益となるよう基金を設けたもので、このあたりに西ドイツと比べ芸術文化を大切にするフランスのお国柄がにじみ出ています。もっとも、フランスのこの立法例は必ずしも著作権制度の枠内での解決とは言えませんが、一つの指針を示したものとして欧米各国でも注目され、真剣に検討されています。

ともあれ、現行法において権利者の許諾なく適法に複写複製できる場合としては、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用するために複写する場合(法三〇

条、図書館その他の施設で政令で定めるものにおいて営利を目的としない事業として利用者の求めに応じその調査研究の用に供するため公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部)を複写複製して一人につき一部提供する場合等(法三一条)、学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く)において教育を担任する者がその授業の過程における使用に供するため複写する場合(法三五条)あるいは裁判手続のため若しくは立法又は行政の目的のため内部資料として必要と認められる場合に行われる複写(法四二条)に限られかつその場合においても相当厳密な制約が課せられているのである。このような自由利用に該当しない複写については、より簡便な権利処理の方途を考へることにより権利を一層実効あるものとするのが大切なわけです。

二、録音録画機器の普及と著作権

近時の録音録画機器の普及により中学生、高校生を中心に、FM放送やレコードをテープに再録して音楽などを楽しむことが相当行われているようですが、このような再録が自由に行えるのも、実は著作権法において、「個人的又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合には」その使用する者が音楽等の著作物、演奏歌唱等の実

演あるいはレコード等をテープに録音、録画することを適法なものとしているからです。もとよりこのような録音、録画であってもそれを営業に利用したり、再録テープを他人に譲渡すれば違法となりますが、たとえ適法な私的録音、録画であっても、それが広く行われれば著作権者等の経済的利益をおびやかすようになるだろうことは予想されるところです。本来レコードが主として家庭等で購入されることを前提に製作されているものである以上、放送を通じてあるいは他人所有のレコードを用いて音楽の録音が行われれば、その分だけレコードの売り上げは減少するだろうことは一つの理くつとしては考えられるところであり、それによってレコード製作者はもとより作詩作曲家、歌手、演奏家等のレコードにかかわっている権利者の利益も減少するものと考えられるからです。

かくて主として音楽に係る権利者の団体である日本音楽著作権協会(作詩作曲家の団体)、日本芸能実演家団体協議会(歌手演奏家等の実演家の団体)及び日本レコード協会は、このような私的な録音録画を可能とさせる機器の普及によってこうむる経済的不利益はもはや受認しがたい程度に達しているとして、昨年三月著作権法の改正の要望を文化庁長官に提出するにいたしました。

この要望の趣旨は要するに現行法三〇条(私的使用のための

複製)の規定は存置する一方、この規定に従って著作物、実演、レコードを録音、録画した場合には権利者に一定の補償金を支払うこととする規定を新たに加えることを求めたものです。もっともこのような私的な録音、録画は文字通り個人的に行われ、外部に公にならないもので、どこでそのような録音、録画が行われているか権利者は具体的に知る余地もなく、補償金を求めようにも実際上は不可能となります。そこでこの補償金を実効あらしめる方法として、私的な録音、録画を行うことが予想される録音録画機器及び生テープの販売価格にあらかじめ一定率の補償金を組み込んで置き、それを機器及び生テープのメーカーが一括して権利者又はその団体に支払うという方法が考えられます。いわば、私的録音録画を可能とさせる状況を作り出したメーカーが、これらの機器の使用者に代わって(といっても補償金を実際に負担するのは購入者ですが、メーカーも共同して負担するという考え方もあります。)支払うことにより補償金の徴収を実行可能なものとしようとするものです。三団体の要望もこのような方法の採用を求めたもので、実は、西ドイツではすでに一九六五年立法化され、実施されている方法なのです。同国では録音機器の小売価格の五%以内に相当する額が販売価格の中に組み込まれ、その総額が毎年度メーカーの団体から権利者の団体に補償金として支払われていま

す。この制度も、フランスにおける複写複製機器に対する課税の制度と同様、現在録音、録画機器の普及に対処している唯一の立法例として各国の注目を集めているところであり、我が国においてもかつてビデオと著作権問題の検討を行った著作権審議会第二小委員会報告書（昭四八・三）において将来の検討課題としてこの西ドイツ方式の我が国への導入が取り上げられています。

このように録音、録画機器の普及に伴い生じている著作権問題に対する対処方策としては、主として西ドイツ方式の導入を中心として関係者の間で論議が進められてきており、文化庁においても昨年十月改めて著作権審議会に第五小委員会を設置し、各界の専門家によるこの問題の具体的対応策の検討に着手し、現在まで録音録画に関する実態調査、欧米各国の対処状況、西ドイツにおける補償金制度の採用経緯と現状等を参考に審議が進められており、今後は、複写複製機器との関連などを考慮しながらさらに広く各界の意見等を聴き、早ければ来年にも審議結果の取りまとめが行われる予定です。

最後に、本年九月パリでユネスコ及び世界的所有権機関（WIPO（ワイポ））主催の下、二二か国の代表が集まってこの問題に対する対処方策について研究協議を行いました。ここでは各国において今後西ドイツ方式を採用することが望まし

いという点で意見の一致をみたことを紹介しておきます。この会議では、この私的使用の問題の他、教育目的のためのビデオテープによる著作物、実演等の複製の問題も話しあわれました。たとえば、テレビ放送されたシェークスピア劇を学校等でビデオ取りし、語学教育の教材として使用する場合の著作権問題いかな等です。むしろ諸外国では、機器の普及状況が我が国と異なり主として学校等の教育機関中心であるためか、私的使用よりも教育目的のための複製に関心が集まり、特にいわゆる開発途上国の代表は、自国の社会的、経済的発展の礎となる教育のための特別措置を強く主張しており、著作権の分野にも南北問題があることを改ためて想起させるものでした。会議の詳細はともかく、教育目的のための特別措置については、今後各国がそのような措置を採る場合の指針（たとえば前述した、集中的権利処理、強制許諾等）を列挙することで一応会議を終了しました。ちなみに我が国では、現行法によって一応の対応ができる状態にあります。なおこの問題も第五小委員会で検討することとなっています。

（田原昭之）